昭和二六年(あ)第三一〇四号

被告人　李　鳳　朝

被告人の上告趣意

私は殺人、殺人未遂、放火被告事件に依り昭和二十五年六月二十九日東京高等裁判所にて死刑を宣告され、同年七月十一日付上告申立致しました。

裁判長様、今度重大事件を引起しました事により被害者の方には今更乍ら御詫びの申上げ様もありません。今唯々被害者の冥福を朝に夕に心から御祈り致して居ります事を深く御詫び申上げます。私と致しましては高等裁判所に於ける宣告は不服でありますので其の趣意書を提出致します。

何卒御判読を賜わり度く御願い致します、と共に公平なる御判決を下さる事を御願い申上げます。

一、短刀の件　殺害する為に短刀を所持して居たと申して居る様でありますが、私は其の様な気持から手に入れたのでは絶対にありません。短刀を手に入れたのは昭和二十五年六月十五日頃静岡市駒形通り仲見世飲食街の壽司屋にて青木君の知人からよい金儲けがあるからと言うて貸して戴きましたが、勿論金儲けと言うのは嘘で金良吉を驚かすつもりで手に入れたのであります。と言うのは私が始めて金良吉の家で働く事になつた時、金良吉から我が家と思つて兄弟同様の気持で一生懸命眞面目に働いて呉れ、そうすればお前は他人と違つて一切の面倒を見てやると（独立で商売するとすれば其の一部又は結婚するとすれば其の費用）と言うので其の約束を固く誓い合い、私は月給ももらわず牛馬同様に酷使されたのであります。酷使された上私達の自由を蹂躙致し、無条件に解雇されたのであります。私は約束を期待し金良吉に幾度となく生活力を懇願したり、いくら温順に話しても仲に人を入れて話しても暴行を働いたりして聞き入れて呉れません。最善のあら

ゆる方法をつくしても約束の期待を裏切られたので、最後の願いとして驚かす事を考えたのであり、その為に所持して居たのであります。私が知人に頼み働き口をもとめて働いて居る処迄来て金良吉に邪魔された事もあります。私の全財産と云ふ衣類もみんな売喰し、裸同様となり(上はランニング一枚)身に着けて居る短刀が誰の眼にもすぐ気付く程でした。其の様な姿で金良吉の出入する知人の家に私は出入りして居りました。すると家の人は私の所持して居る短刀を気付き『浅夫さん(私の日本名)そんな危い物持つてどうするつもり、もし刑事にでも見付けられたらどうするの』と言われるのですが、運命とても申す事でしようかどう〳〵事件の当日まで所持してしまつたのです。懇願を聞き入れて呉れるだろうと思つたからでしたが、金良吉は逆にあの青二才がまさかと思つて彼れ独特の強情をはつて居たのでした。私が幾度か頼みに行つたある時、金良吉は血走つた眼で『此の野郎俺を誰だと思つて居やがる、喧嘩をやるのなら何時でも来い、何時でも応戦してやる』と暴言をはいて私を押出した事があります。こんなに苦しめられても我慢をして来ましたが手のつけ様がまつたくありませんでした。私が金良吉の家に出入りして居るからには脅迫罪とかで警察に訴えたはずであるが、自分のやつた事が悪いと知つて居る故我慢をし、飽く迄強情をはつて居たのです。私は駅待合室や露店台下等に幾度も夜を明かしましたがいくら喰うや喰わずでも人様の物を盗む気持は勿論なければ意地になつても飽く迄話して見るつもりで居りましたが、憎いのは口では言えませんが其れと言つて相手を傷付ける気持にはなりませんでした。

六月二十五日自暴自棄になり、有り金で燒酎を飲み又知人宅に行き燒酎を五、六合程も飲んで酔つぱらつて居たのでした。其の足で歩き廻つて夜十一時半頃、両替町の金良吉の家に行つたのであります。強情をはり暴行を働く金良吉を驚かしでもして約束を守つて呉れます様にと思つて短刀を手に入れたのであります。解雇された後一定した寝泊りする処のない放浪生活の私は短刀など預ける所もなく、何時も身に付けて居たのであります。当夜も何時もの様に身に着けて行つただけで、決して殺意の気があつて持つて行つたのではありません。此の

様に使えたのが皮肉であり残念でたまりません。

二、放火の件『火を消されたのにもかかわらず、ほうつて逃げた』と申して居りましたが私も調べられる時、係官が『火を発見した時消そうと思えば消されただろう』と聞くので『消された』と同意し『なぜほうつて逃げたか』と聞くのに『えーほうつとけ』と言う気から逃げたと申しましたが、私は押問答するのが面倒であり苦痛だつたのでした。此の様に申せば事件が簡単に解決すると共に一日も早くあの世へ行けるじやないかと言う自暴自棄から嘘を言つたのであります。思いがけない犯罪を犯したので恐怖と共に失心して居るあの当時、私は突然の火を消す消さないと言う判断をする意識はまつたくなく、唯々其の場からのがれる気持しかなかつたのでした。殺害の現場からのがれる気持で自転車に乗つて、乗つたものの眞夜中でもあり、駅待合室などで夜明かしする私は行くあてもなかつたので、静清国道を向つて走つて居る途中気が付き池田町の小野田家に行く気になつたのです。調官が『池田町に行つたのはどう言う気持から行つたか』と聞かれた時、私は『奴等もみんな殺すつもりで行きましたが戸締りが厳重にしてあつたので入れなかつたのでした』と申しましたが、実は絶望と自暴自棄から口の出まかせに言つたのであります。これには小野田りつさんが証人に出た折、裁判長のおたすねに『何時も鍵をかけないので入ろうと思えば何時でも入られます』と証言して居る通り私が殺すと言つたのも毛頭も思つて居なければ戸わの傍にも行きませんでした。私は一年近くも小野田家に出入りして居たので家の内情もよく知つて居れば侵入しようと思えば何処からでも入られたのです。私は自転車を藁小屋の中に入れて心の衝動や恐怖の恐ろしさを静め様〳〵と思つてなか〳〵静まらず、体が震えてどうする事も出来ませんでした。どの様な立場に置かれて居るのやら解からぬ程無意識状態になつて居るのでありました。此の場合私は死ぬと言う気持が一番強くわいて来るのでした。なにしろ気を落着く様にと煙草を幾本かを吸つて居ながら俯向いて居りました。なんだか私の身に温みが感じましたが始めは別に気にもしませんでしたが、ます〳〵温みが感じるので眼を開けて私の座つて居る隣りを見ると眞赤な火がぼう〳〵

と燃えて居るのを気付き愕然と致しました。その時私の眼にはまるで魔火の様に見えてとつても恐ろしかつたので取るものも取らず其の場を逃げたのです。無我夢中逃げながら後を振りむくと見違いでもなく、現実に燃えて居る火を見てなお恐ろしくなつて足が動かなくなりました。山のふもと迄逃げたと申しましても小野田家から二丁程しかありません。周囲を見廻わし安全地と始めて気が付き、煙草を吸つて居ながら短時間経過した恐ろしい出来事を避がえらそうと努力致しても狐にだまされた様にはつきりと思い出せなかつたのでした。時間が経つにつれ平生にもどつて来る私は今迄より以上恐ろしくなつて来るので生きて居るのが言葉であらわす事の出来ぬ程苦しがつたので死ぬ事を決心し、自殺を幾度かはかつて見ましたが失敗に終つたのであります。又火事についても私にははつきりおぼえのない事でもありましたので、誰かが私の後について来て驚かすつもりでしたのか、いたずらか、私の見違いか、色々と考えて見ても現実に燃えて居る以上其の様にも考えられず、もしか私が煙草を吸う時分火をつけて捨てたマツチのヂクかとか、或いは捨てた煙草の吸いがらから燃えやすい藁沓に火がついたのではないかと私は臆測したのであり、其の様に申上げたのでもあります。取調べの折押問答するのが面倒であり、絶望からあの様に申上げたのみで火をつけたおぼえも絶対ありません。

三、殺害の件　坊主憎ければ袈裟迄憎いと言う気持から金良吉が憎いから妻子迄憎いと言う気持で殺したと申して居りましたが、其の様な事は決してありません。私は事件の三日前子供の勝夫ちやんと道傍であつて居る時、少ないお金の中から御菓子など買つてやつた程可愛がり、実母のない冷めたい家庭に居る子供である故面倒を見てやつて居る程でありました。又小野田すゞさんや百合子も日頃金良吉の強暴性の自己主義者から暴力にあわされて病床に居たり、酷使されて居るのを見ては他人の事の様に見られず、非常に可愛想と思つて居た事は数えきれない程度々あつたのです。金良吉の悪質な乱暴から妻百合子さんは精神的に衰弱して骨と皮しかないのを見て可愛想だ〳〵なぜあの様な人非人の人間と暮して居る様になつたか、百合子も早く眼がさめて家に帰つて呉れゝば良いのにと日頃私に嘆きを見せながら面倒を見てやつて呉れ

た百合子さんの実家の人達が良く私に言うのであります。この様に金良吉を恨んで居るのであります。私は勿論助け合つて信頼し合つて来ました。此の様な立場から小野田家では私を一家同様に頼つて可愛がつて呉れて居ました。私の眞面目な性質を知つて小野田家の姉妹達は一心同体の気持で愛し合う様にし、特にりつさんとは相思相愛となり未来の希望を持つておりましたが、あやまちとは言え肉体関係迄幾度も交わして居たのであります。この様な関係から恨まれる事もなければ恨む理由も絶対にありません。私は事件当夜も金良吉と話し合い、どんな事があつても約束を守つて呉れる事を懇願に行つたのでしたが、幸か不幸か金良吉は居らぬので帰りを待つ事に致しました。空腹に飲んだ焼酎の悪酔いに苦しんで居る私は金良吉の帰りを待ち切れず百合子さんに話合いました。私は『今夜金良吉と話合いに来たが口出しをしないで呉れ』と言うふうに云いますと何時もと違つてあの時の冷めたい態度で『場合によつちや知らない』とあつけのない言葉で私はあとが言えなくぼう然として煙草を吸つて居りました。私は最近思いついた事でありますが『何時もやさしい親切な人達がなぜあの夜にかぎつて冷酷であつたか、又私が魔がさしてあの様に見えたのか、いやそれよりも何時もの通り金良吉と夫婦喧嘩でもして暴力にでもあわされたので機嫌をそこない悪い折に私が行つたので怒つて居たのに違いない』と考えたり、そう信じて居る事が度々あります。

すゞさんも百合子さんも店の電燈の火を消して二階に上つて行つたあと私は帰ろうかと思いましたが、帰るにも行く処も無いので金良吉の帰る迄と思つて私も二階に昇つて行きましたが、私の立つて居る存在を眼も呉れません。私は百合子さんに解雇されて二ヶ月近くも売喰いして苦しんで居る事や、寝る処が無いので駅待合室や露店台下などで夜を明かして居る状態を話し、最後に『今夜は金良吉に最後の御頼みに来たのですが場合によつちや喧嘩になるかも解らない』と聞きますと、相変らず冷淡に『場合によつては知らないが、浅夫さん驚かしに来たの』と冷めたく言うので、私はます〳〵全身の血が頭に昇つて居る様に嚇つとなり、無我夢中でポケットに入れて居た短刀を摑み出しましたが相手は一寸も驚きもせ

す、如何にも殺すならやつて見ろと言う態度で居るのではありませんか。それでも私は我慢をし『今夜寝る所も無いのでお金を千円程貸して呉れなければ五百円でもよい』と言いますと『無いッ』と言いはなす言葉があまりにも冷言であり、私も絶望感に落入つた程でした。私のひがみとでも申しますか、無いッと言いながら蚊帳の中に入ろうとする態度、なぜ今夜にかぎつて軽蔑し、冷酷の態度で私を腹立たしたのか、あの時私も今少し冷静になつて話をすれば悲惨なる運命にはならずに済んだのではないかと何時も思つて居るのであります。私は嚇つとなり、無意識で手に握つて居た物を無我夢中に振り廻したのですが短刀を握つて居るのか、何物を持つて居るのか判断する余裕もなければ棒を握つて居る様な気持で振り廻したのに過ぎなかつたのであります。此の様に咄嗟的に無意識にて犯したのであり、決して殺害する意思も勿論なければ姉さん達や子供の勝夫にも恨む理由も絶対にありません。

以上申上げましたのが私の眞実の訴えであります。

四、金良吉の件　本件を犯した私は思いがけない咄嗟的の事件であり、無意識状態で犯したのであります。警察又は検察庁で取調べの折描写した様にこまかく聞くので返答の致し様が無く、其の押問答するのが死ぬより以上苦痛だつたので口の出まかせに言つたのであります。失望と自暴自棄になつて居る私は世間を騒がした事が此の上も無い名誉ある働きか誇りの様な気持みた様に調官の聞くのに付いて何一つそむかずそうですす〳〵と申し、思つた事もないやつた事の無い事迄べら〳〵と喋り出したのでありました。私は調べから一刻も早くのがれたかつたのでした。犯した罪が重くなりますにつれ、重罪刑にて一日も早く死ぬるじやないかという気持の念願からでしたんだのを見てもお解りの事と存じますが、此の様な絶望から選任された弁護士さんが刑務所迄二、三度も御足労して下さつたのも面会を拒絶致しました。憎むべき人間は社会に存在し、なんの憎しみも恨みもない人を殺した皮肉な運命を考えると死ぬに死に切れない気持であります。理由は如何にとわず大罪を犯した私は万死に値いする気持でした。当時はこれ

ですべてが私の一生も終りであると考えて居りました処が、公判二、三回開かれるにつれてその度金良吉が法廷に来て強暴性をあらわし、暴言を怒鳴りだしたり、証人として出ればある事無い事まつたく話にならず、無茶苦茶でありました。第一審公判五回開きましたが、五回共来て暴れ出すので何時も四、五人の刑事達が付添いでした。法廷にて金良吉のはいた暴言を一つ二つ申上げますと、弁護士さんが『一寸証人に聞きますが』と言うが終らぬうちに血眼になつて『なんだッ君は、なんだッ』と怒鳴り出すので弁護士さんが『私は弁護士の帯金ですが』と言いますと『なにッ帯金、帯金かよしッなんだッ』と怒鳴り出すので弁護士さんは脅迫された様な立場からなんにも聞かずそのまゝ済ませてしまい、又次回の法廷で『僕は近い中朝鮮に帰ります、帰つたら此の野郎の一族をみんな叩き殺してやる。ここで誓つて置きます』と暴言をはくのです。又実地検証に行つた時も私を殺すと言つてジャックナイフを振り廻しながら私に接近して暴れ出すので、刑事達がいくら止めても聞き入れないのでそのまま引揚げたのです。此の様に強暴性のある執念深い人間に重ね〳〵苦しめられてはいくら失望して居るとは言え私も我慢が出来なく、最終回の公判の折祕めて居た事を正直に申上げ様と思つて申しましたが、複雑な事件であり、生れつき言葉は下手故思つた事が充分に表現出来ず胸が一杯で満足に言えない中に検事さんから拒絶されたのであります。私は身寄りはなく、静岡に居たのも短期間でもあるので親しいと言う程交際した人も少く、みんな金良吉の家に出入する人であり、金良吉の強暴性を恐れて居る人ばかりの立場から私は非常に不利に置かれて居るのであります。信頼できる内情を知つて居る小野田家は皮肉にも仇にせられ、又金光在福さんは私を日頃可愛がつて同情して呉れたり面倒を見て呉れた、此の人と思つて始めて証人に頼みましたが、金良吉の家で又金良吉の眼の前で聞かれては金良吉に恨まれても困る。執念深い人間に恐れて『知りません〳〵』と言うのも無理もありません。いくら正義感のある人でもなんの利益もないのに執念深い人間の前で正直に言える人はあり得ないではありませんでしようか。これが現実の社会だと思い此の人を憎みは致しませんが、金良吉の眼の前で聞かれたのが皮肉な出来事であり残念に思つ

て居ります。

金光在福さんには非常に御迷惑をかけた次第であります。又私を同情して差入れや面会に来て下さる人に迄驚かしたりするのです。差入れをして下さつてもみんな偽名で入れて下さるので返礼の手紙の出し様がありませんので困つて居ります。此の様な人間が社会に生残り、自分の身をかばう為誰か法廷に出て悪評でも言つて居ないか、私に同情して居る人は居らぬのかと思つて法廷の中刑務所の周囲を警戒して居るのであります。静岡裁判所は言う迄も無く、高等裁判所迄静岡からわざ〳〵旅費を使つて夫婦（新しくもつた妻金良吉の）と一緒に東京裁判所迄公判三回に其の度来て血走つた眼で法廷をさぐつて居るのであります。此の様に私を飽く迄苦しめてやろうと必死になつて居るのです。これで良いのでしようか、私は此の様な大罪を犯して居ないとは申しませんが、親姉妹達が黙認して居るのになぜ私達二人の仲を暴力行為で無理に割かなければならぬ理由は何処にあり、眞夜中に小野田家に乗込んで乱暴を働き『りつの奴殺してやる』と暴言をはかなければならないでしようか、又一年間も無理に酷使したあげく無条件に路頭に放りだし、幾度となく生活力を懇願しても聞き入れなかつた事等を納得のいく様に哀訴するのであります。

恨みもない人を殺す意思は絶対になく、空腹に毎日燒酎を飲んで居り、当夜も五、六合程も飲んで居た悪酔いと、何時もやさしい姉さん達が当夜の冷淡さに嚇つとなり咄嗟的無意識状態で犯したのですが、金良吉の悪魔に対しては此れが充分なる犯罪の動機になり得ると思いますが、貴重なるお時間を費しまして誠に申訳御座いませんが、御情を以つて御裁きを願いますれば、控訴趣意書にくわしくよく御解りになります様にと書いて提出致しました故、御面倒でありましようがもう一度御眼通し願いますれば有難く存じます。

五、私の心境　裁判長様、今私は過去を考えると本当に申訳が無く、罪無き人の尊い人命を奪つた事や自分の浅墓な心であつた事を後悔致して居ります。今は唯々被害者の事ばかり考えてせめての心盡しとして朝夕に冥福を御祈り申上げて居ります。この上は裁判長様のお情にすがるより外に道は無く、何卒御恩典を賜わり一命を助けて戴きたく情ある御審理を願います。

以　上

昭和二六年(れ)第二〇二三号

判　決

本　籍　東京都目黒区上目黒四丁目二一九四番地
住　居　同都渋谷区向山町九三番地
東京都水道局現場監督助手
大　賀　正　敏
昭和四年八月二九日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二六年五月一四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人大島正恒の上告趣意（後記）は、憲法三一条違反ともいつている点があるけれどもその実質はすべて単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の適法な上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二四日

一月二四日判決　　昭和二六年(れ)第二〇二三号

一月二四日判決　昭和二六年(れ)第二〇二三号

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　齋藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(れ)第二〇二三号

被告人　大賀正敏

弁護人大島正恒の上告趣意

一、原判決は理由として窃盗事実を掲げ、次に証拠の標目として、証拠を列挙したるに止まりその証拠を如何に認定したるかに付ては何等の説明を加えてないのである。例えば原判決に掲げたる証拠中『原審第三回公判調書中の証人呉澄正の供述記載』とあるも該供述中には被告人に有利なる点多々あるも何れの点を、何れに認定したるか明らかでないのである。即ち、同供述調書中『問　証人は陳と許が「警察署の問題にすることはないのだが植松と喧嘩したから警察へ届けた」といつたが、什うして喧嘩したか知つているか。答　それはペニシリンの処分を植松に頼んだが、その代金を植松が渡さないので陳が請求したところ、植松が殴り掛けて来たので警察へ出したのだと、陳が言つておりました』とあり、又『被告人植松は、私は陳や黄がいる時ペニシリン一本分の代金七千円を渡した事があります。又陳や許から請求された時に「自分は黄からペニシリンを処分してくれと頼まれたのだから、黄を通じてなら何時でも返却する」と答えたのですが、此の事は証人の呉さんも知つている筈ですと答えた。証人呉澄正は被告人植松の言を認めると答えた』とある部分を被告の為に有利に認定する時は、植松が一審にて主張したる黄より売却を頼まれ預りたるものなる事が認められる結果となり被告人に有利である。然るに原判決は是等の部分を判断したるや否やも不明であつて、判決に理由を明らかにしたものであるという事を得ないのである。故に原判決は旧刑事訴訟法第四十九条第一項及び憲法第三十一条に反する判決であつて、破毀せらるべきものである。

二、原判決は被告人に不利益なる証拠のみを列挙し、有利なる証拠に対しては少しの判断を加えたる跡なく、之れ全く採

証の大原則たる正義公平の観念に反する裁判であつて違法である。即ち第一審に於ける植松長生、丸山義也被告人本人に対する公判訊問調書及呉澄正に対する証人訊問調書、第二審に於ける証人丸山義也に対する訊問調書等は何れも被告人に有利なものである。然るに之れに対し何等の判断を加えてないのは、不公平なる採証というべきである。或は之れに対し、いたずらに裁判官の自由裁量の権限を非難するものなりといわるるやも計られざるも、採証公平の原則と裁判官の自由裁量とは全く別問題であるので、原判決が採証公平の原則を誤つたのは明らかであるので、随て破毀を免れないものである。

三、原判決は証拠として植松長生作成名義の同日附始末書中の記載、吉井久衛作成名義の同月五日附始末書中の記載、渡辺淑子提出の同月四日附任意提出始末書と題する書面中の記載を掲げあるも植松長生については第一審に於て、被告本人として公判廷に於て訊問しおり、又吉井に付ては一、二審渡辺に付ては第二審に於て何れも証人として訊問しおるを以て公判中心主義（新刑事訴訟法に於ては殊に然り）の上よりいう時は、公判の調書を証拠として採用するが当然というべきである。然るに何れも公判調書以外の証拠のみを採用したるは、採証の法則を誤りたる違法があるのである。故にこの点に於ても破毀を免れないものである。

四、原審証人丸山義也に対する訊問調書に依る時は『昭和二十三年七月二十一日午前十一時頃から、午後一時か二時頃昼寝しまして目を覚ました時には既にそのボストンバツクが部屋の中に置いてあつたのであります。その間植松はどうしていたか知らないが、たしかに起きていた様に思います。それから植松に頼まれてそのボストンバツクを大賀の家に持つて行つた訳か、問　証人が午睡する前に証人等の部屋へ大賀が来なかつたか、答　来ません』とあり。丸山が午睡する前に大賀が同所に来らず。然もその日に大賀の住所にボストンバツクを丸山と植松が持つて行つたとせば論理上大賀が窃盗したりと認められないのである。斯かる重要なる証拠を証拠として採用しないのは、採証上甚だしく不公平にして採証公平の法則を誤つた違法があるのである。故にこの点に於ても破毀を免れないのである。

以　上

昭和二六年(れ)第二〇九二号

判　決

本籍並住居　仙台市東二番丁九六番地

土木建築請負業

石　垣　正　次

明治四一年一二月二五日生

右の者に対する物価統制令違反被告事件について昭和二六年六月三〇日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人熊谷泰事郎の上告趣意(後記)は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条に該当しない。(そして、原判決の認定事実は本件公訴事実とその基礎たる事実の同一性を失わないから、所論の訴訟法違反も認め難く。)また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

一月二四日判決　昭和二六年(れ)第二〇九二号

一月二四日判決　昭和二六年(れ)第二〇九二号

裁判長裁判官　齋藤悠輔
裁判官　沢田竹治郎
裁判官　真野毅
裁判官　岩松三郎

二

昭和二六年(れ)第二〇九二号

被告人　石垣正次

弁護人熊谷泰事郎の上告趣意

第一点　公訴を提起するには起訴状に被告人を指定し、且つ犯罪事実を表示し公訴物体の範囲を確定し、以て裁判所の権限範囲を確定すると同時に当事者の適切なる防禦方法を保障することを要する。然るに本件は仙台地方検察庁検事が昭和二十三年十二月十五日付公判請求書により、仙台地方裁判所に対し

公訴事実

「第十、被告人石垣正次は仙台市東二番丁九十六番地、土木建築請負業石垣工務店を経営している者であるが、前記同時場所において法定の除外事由がないのに拘らず、その業務に関し前記亜鉛鉄板三百枚を前記の如く、その統制額より総計八万五千三百円を超過する代金合計十二万円にて買受けたものである」

（記録中公判請求書記載）と為し、これに対し被告人は記録上明らかなように公訴事実を否認すると共に反証を上げ防禦方法を尽したのであるが

第一審は、その判決理由に

「被告人石垣正次は土木建築の請負業を営んでいる者であるが、同年同月二十五日頃前記奥洲軽工業合資会社事務所で、進駐軍施設仙台管理所のため同管理所建築部長本郷忠夫が、法定の除外事由がないのに同管理所のためその業務に関し前記(七)(3)記載の如く、被告奥洲軽工業合資会社から前同種の亜鉛鉄板三百枚を、前記適正価格である一枚金百十六円より著しく高価な一枚約四百円で、以上合計八万五千二百円を超過する不当な高価な代金約十二万円で買受けるに当

り、その斡旋をなし以て右買受の犯行の容易ならしめてこれを幇助し」と為し公訴事実による被告人の正犯は、これを否定し正犯者は訴外本郷忠夫であり、被告人はその幇助をした従犯であると認定された。

次で被告人は右判決に対し不服として、原審裁判所に控訴の申立を為し、原審公判において（原審公判調書）、被告人は

裁判長の

「問　被告人は昭和二十六年四月十三日仙台地方裁判所で本件につき有罪の判決を受け、それに不服で控訴申立をしているが、どんな点が不服なのか。

答　私としては刑に触れる様なことをしたことはないのであります。

問　この事実は、どうなのか。

この時裁判長は原判決摘示事実中(ロ)の事実を読み聞かせた。

答　そのような事実はありましたが、私が亜鉛鉄板を買ったのでなく只その所在を探して、あることを報告しただけであります。

裁判長は

検察官に対し

公訴事実の陳述を求めた。

検察官は

原判決書摘示事実中(ロ)の事実を陳述した。」

右公訴事実に対し原審判決は

「第二、被告人石垣正次は土木建築請負業を営んでいる者であるが、昭和二十二年八月二十五日頃前記奥洲軽工業合資会社事務所で、法定の除外事由がないのに業務に関し前同種の亜鉛鉄板三百枚を、前記適正価格である一枚金百十六円より著しく高価な一枚約金四百円で、以上合計約金八万五千二百円を超過する不当に高価な代金計約金十二万円で買受け」たとして、検事の起訴した犯罪事実と異なる正犯の事実を認定しているので結局原審は、この正犯の点につき被告人に対し、防禦のための機会を全然与えていない違法がある。

以　上

昭和二五年(あ)第三四〇二号

決　　定

本　籍　東京都新宿区花園町二四番地
住　居　横須賀市大滝町一丁目二番地
食料品商
寺　沢　昭　太　郎
昭和二年二月一一日生

右に対する物価統制令違反被告事件について昭和二五年一一月一五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人小林澄男の上告趣意について。
所論は、原判決が他の高等裁判所の判例と相反する判断をしているというけれども、原判決は、第一審判決の量刑は不当ではない旨の判断を示しているだけで、毫も所論の各判例と相反する判断を示していない。されば、所論は、いずれもその前提を欠き明らかに刑訴四〇五条三号の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

一月二四日決定　　昭和二五年(あ)第三四〇二号

一月二四日決定　　昭和二五年(あ)第三四〇二号

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二五年(あ)第三四〇二号

弁護人小林澄男の上告趣意

被告人寺沢昭太郎

第一点　原審判決は、高等裁判所の判例と相反する判断をなして居る。即ち原審判決は、その主文に於て「本件控訴を棄却する」と宣告し、第一審判決を是認している。而して第一審判決を精査するとその主文に於て「被告人を罰金五万円に処する」とし、その理由に於て起訴事実第一、第二を認定したうえ、「適用した法令」の項に「物価統制令第十三条ノ二、第三十五条、第三条、第四条、第三十三条……」と漫然羅列しているのであり、第二は「販売」であり、従つて適用される法令の条文は異るのである。

飜つて刑事訴訟法第三百三十五条第一項には「有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない」と規定され、窃盗並びに住居侵入強盗加重逃走未遂事件について、昭和二十四年十二月十日東京高等裁判所の言渡した判決に於て「……刑事訴訟法第三百三十五条に『法令の適用を示す』とあるは、旧刑事訴訟法第三百六十条に由来した規定で単に法条を羅列することではなく、右犯罪事実に法条を擬律し……法令の跡付けをすることを意味する」と判示している。然らば前述の如き第一審判決を是認した原審判決は右判例と相反する判断をなしたものと思料される。依つて原判決は破棄を免れない。

第二点　原審判決は高等裁判所の判例と相反する判断をなして居る。

即ち、原審判決は前記第一点に於て説述した通り、第一審判決を精査すると、「罪となるべき事実」を認定した証拠として「一、被告人の当公廷に於ける供述、二、横須賀警察署司法巡査大沢幸男外一名作成の現行犯人逮捕手続書、三、横須賀警察署司法警察員警部補鈴木三郎作成の差押調書、四、押収に係る価格表示表七

枚、五、広瀬武二提出の売渡事実始末書、六、清水誠一提出の買取事実始末書」を夫々挙示している。然し乍ら、右証拠中、二、三、五、六は供述に代えた書面を証拠としているのであつて、而して第一審第二回公判調書に依ると「記録第三十五丁裏以下）検察官が証拠により証明すべき事実を明らかにした上、書証として右二、三、五、六の各書面の取調を請求し、裁判官は被告人及び弁護人に対し、右検察官の証拠調べの請求について意見を求めたところ、被告人及び弁護人は、〝右証拠調請求について別に異議ない〟と述べたので裁判所は右証拠調を全部採用する旨の決定をなしたこと明らかである。茲に於て問題となるのは「証拠調請求について異議ない」と云うことと「証拠とすることに同意する」と云うことは果して同じであろうか。詐欺窃盗被告事件について昭和二十五年六月三日名古屋高等裁判所の言渡した判決に於ては「…右弁護人の『証拠調べに異議ない』との意見は、曩には証拠とすることに同意しなかつた事実と対比すれば、今回は証拠とすることに同意する旨の意思表示を含むものと解するのが相当である……」と説示しているのであつて、斯る特別の事情が無い場合には「証拠調請求について異議ない」ことは「証拠とすることについての同意」と同視することは許されぬことを判示しているのである。本件に於ては何等斯る特別事情が無いにも拘らず、第一審は漫然之を「証拠とすることの同意」と同視し、適法な証拠として事実認定の資として居るのである。畢竟右判例と相反する判断をなした第一審判決を是認した原審判決は破棄を免れない。

第三点　原審判決は、高等裁判所の判例と相反する判断をなして居る。

即ち原審判決は、前記第二点に於て説述した如く、本件犯罪事実認定の証拠として押収に係る価格表示表七枚を挙示している。而して第一審第二回公判調書に依れば（記録第三十五丁裏以下）検察官は物証として右価格表示表七枚の取調べを請求し、裁判所は之が採用を決定し、次いで検察官は（記録第三十六丁裏）……物証は之を提示したうえ、之等を裁判所に提出した旨記載されている。抑々本件物証は之に依つて被告人が統制価格を超過した価格で販売する目的で「バンその他の菓子」を所持していた事実を認定するための徴憑であつて、問題になるのは「価格表示表の存在」と「それに記載された価格即ち書面の意義」である。傷害犯人隠避被告事件につき、昭和二十五年七月十二日仙台高等裁判所の言渡した判決に於て「即ち証拠物中、書面の意義が証拠となるものの取調べは朗読と展示双方の方式を必要としているのである。」と判示する。

然らば本件物証は、朗読並びに展示があつて始めて適法な証拠調べとなるのであり、斯る手続を履践しなかつた第一審は証拠物中書面の意義が証拠となるものの証拠調べについても単に展示のみでよいと判断したものと思考せられ、原審又之を是認して居るのであるから、畢竟原審は右記の判例と相反する判断をなしたものである。

仍つて此の点に依つても、原審判決は破棄を免れない。

以　上

昭和二六年(あ)第一二五号

決　定

本　籍　朝鮮山川郡山川面来守里

住　居　埼玉県大里郡幡羅村大字原郷三〇五番地

無　職

大川こと

除　且　福

四二年

右に対する酒税法違反同幇助被告事件について昭和二五年一一月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人布施辰治から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人布施辰治の上告趣意（後記）はいずれも単なる訴訟法違反の主張を出でないものであり刑訴四〇五条所定の上告理由に該当しない。（原審の是認した第一審判決における判示第一の事実摘示には、濁酒密造幇助罪の具体的判示として何等欠くるところはない。そして原審は右判示第一の事実は本件にあらわれた証拠によればこれを肯認し得る旨判示しているのである。されば原判決には論旨第一点所論のような違法は存在しない。また、原審は第一審判決においては主犯金翼済の濁酒密造の事実と被告人のこれを幇助した事実とを証拠を挙げて認定しているのであるから「主犯の証拠を挙げてないという

一

一月二四日決定　　昭和二六年(あ)第一二五号

論旨は当らない」と判示して、所論の控訴趣意を排斥しているのである。されば論旨第二の所論は全然原判旨に副わない主張をなすものであり採るを得ない。次に原判決は、「所論に鑑み記録によつて被告人の本件犯情、その他諸般の情状を考察して見たが原審の科刑は必ずしも重きに過ぐるとすることはできない」と説示しているのである。訴訟法が有罪を言渡す判決においても必ずしも量刑上の理由につき斟酌された情状を一々説示すべきことを要請していないことに徴しても（刑訴三五条一項参照）、原判決に量刑不当の控訴趣意を排斥する判示として理由不備の違法ありということはできない。それ故、原判決には論旨主張のような単なる訴訟法違反も存在しないのである）。なお記録を精査しても本件につき刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴四一四条、三八六条一項三号に従い主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　岩　松　三　郎

裁判官　沢　田　竹　治　郎

裁判官　真　野　毅

裁判官　斎　藤　悠　輔

昭和二六年(あ)第一二五号

弁護人布施辰治の上告趣意

第一点　原判決は、第一点の控訴趣意について「酒税法第六十条第一項には『免許を受ケスシテ酒類、酒母又ハ醪ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス』と規定されている。これによると犯罪の構成要件は、免許を受けずして、右酒類等を製造することであつて、如何なる原料を用いて製造したかは、犯罪の構成要件ではない。（中略）被告人が製造し、又は製造を幇助したものが濁酒であることに間違いはない。論旨は理由がない」と判決しています。

けれども、酒税法第六十条第一項「免許ヲ受ケスシテ酒類、酒母又ハ醪ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」の規定は、刑法第一九九条において、「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ処ス」という規定と同じように、抽象的な犯罪構成の概念規定で、刑訴二九六条の要求する起訴事実の具体的判示、もしくは刑訴三三五条「有罪の云渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目……を示さなければならない」の要求する犯罪事実の具体的判示を省略し、被告は「人を殺した」という判示だけで、殺人罪の判示が十分だと云えないのと同様の規定です。

特に、酒税法違反の濁酒密造については、第一点の控訴趣意に指摘した通り、酒税法第六条は、「本法ニ於テ濁酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ、一、米、米麹及水ヲ原料トシテ醗酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ、二、米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ヲ原料トシテ醗酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ」と規定し、濁酒の製造には、必ず麹が原料として仕込まれねばなりま

せん。又、麹を原料として仕込めばこそ、濁酒として醪醇した醸造の工程が完成されるのです。

だからこそ、原判決においても「法定の原料を用いざるものは酒類と云うことができない故に、特定の酒類――本件では濁酒――と認定する以上、証拠によって被告人が製造したものが、特定の酒類に該当するかどうかを決定せねばならぬ」と説明しているのでしょう。それにも拘らず、これだけ控訴趣意第一点の適切な論旨であることを認めながら、それは、証拠問題だと云って、適切な論旨の採用を拒み、判断をさけ、漫然「被告人の製造し、もしくは、製造を幇助したものが、濁酒であることに間違いない」と独断して、その「間違いない」という理由を説明しないで「論旨は理由がない」とそらうそぶいて、第一点の控訴趣意を棄却した原判決は、理由不備であり、酒税法第六条、施行規則第二条及び酒税法第六十条の解釈を誤つたものです。

第二点　控訴趣意の第二点において、いやしくも幇助の従犯を罰するためには、主犯の犯罪事実を具体的に決定しなければならないことは、当然だからこそ第一審判決は、その第一判示事実において「昭和二十三年十二月四日頃、埼玉県大里郡幡羅村大字原郷三〇五番地金翼済方で、同人が免許を受けずに、米麦及び水等を原料として、濁酒八斗一升を製造した際に、その情を知りながら、その頃同所で右原料の仕込みをなし、以て右製造行為を容易にさせて之を幇助し」と判示しておるのです。

従つて、以上の判示は、被告に対する幇助従犯の犯罪事実としてこれを認めた証拠が説明されなければならないことも当然です。

しかるに、原判決は、この論点に対し「従犯幇助の事実を認めた証拠を説明すれば十分で、主犯の犯罪事実を認めた証拠をあげてないという論旨は、理由がない」と説明して、控訴を棄却していますが、これは、論理の矛盾でもあり、又理由不備の不法を免れないものと考えます。

第三点　控訴趣意の第三点、第四点、第五点につき、懲役刑期の重いこと、及び主犯よりも一等を減じたという法律の適用を具体的に判示しない不法を指摘した控訴趣意につき、その認定権を専断して、原審の科刑は重きに過ぎるものとは見えないと説明していますが、三、四、五点の控訴趣意は、具体的に刑の重すぎることを攻撃しているにも拘らず、この攻撃論点に何らの説明を加えず、ただ単に重すぎないと独断して、控訴を棄却した原判決は、この点に於いても理由不備の不法を免れないものと思料する。

以　上

昭和二六年(あ)第二七八八号

判　決

本　籍　熊本県上益城郡甲佐町大字豊内一〇七四番地
住　居　名古屋市千種区川崎町二丁目一六番地（当時名古屋拘置所在所）
「にかわ」販売業
村　上　弘
明治三二年一月二六日生

右の者に対する窃盗被告事件について昭和二六年五月一九日名古屋高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人及び原審弁護人奥村仁三から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。
当審における未決勾留日数中六〇日を本刑に算入する。
当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人村上弘の弁護人堀田勝二の上告趣意及び被告人村上弘の上告趣意は後に添えた書面記載のとおりである。
弁護人堀田勝二の上告趣意第一点について。
本件第一審のはじめより判決言渡まで終始関与した判事西川力一が、原審の昭和二六年四月二一日第四回公判に関与したことは所論のとおりである。しかし記録によれば、右判事が、原審の構成員として関与しているのは、前記第四回公判のみ

一月二九日判決　　昭和二六年(あ)第二七八八号

であつて、且つ公判調書の記載によると、当日被告人は出頭せず、原審弁護人奥村仁三のみ出頭し、被告人が出頭できない理由で、公判期日の延期を求めたところ、立会検察官においても異議がなかつたので、裁判長は合議の上弁護人の申請を許し、同日公判期日を五月一〇日に延期し閉廷したことが認められる。もとより同公判においては、なんら本件の審理をせず、また同日だけで、判事西川力一はその後の公判には全く関与していないのである。このように第一審の裁判に関与した裁判官が、第二審の公判にその構成員として加わり、職務の執行に関与した場合においても、単に弁護人の申請により、公判期日を延期し閉廷したに止まるときは、なんら事件の審理に実質的に関与していないのであるから、刑訴二〇条七号に定める、裁判官が職務の執行から除斥される場合に当らないと解すべきである。このことは、同条同号に、「原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に関与したとき」とあるによつても明らかである。また記録を精査しても、原審第四回公判以後において、裁判長鈴木正躬、判事若山資雄、判事赤間鎮雄の構成により、事件の審理は正しく進行し、その間なんら不公平な、裁判をする虞があることを疑わしめる形跡はいずこにも認められない。されば、所論原判決が、憲法三七条一項に違反するという主張は、その前提たる事実を欠くこととなり、理由がないといわなければならない。

同第二点及び被告人の上告趣意について。

被告人は、はじめより犯行を否認し、上告趣意においても、繰り返し述べているところは、自己の主張事実に基いて、原判決の事実誤認を論難するのであり、弁護人の所論も同趣旨に帰着するから刑訴四〇五条の適法な上告理由とはいえない。また被告人の所論中に憲法の文字が数個所に散見するが、全趣旨より見て、必ずしも原判決の違憲を主張するのではないと認められる。所論は、結局刑訴四一一条による職権の発動を求めるものと解せられるが、所論の特に強調する犯行現場に遺留してあつた被告人所有の自転車とその他の雑品は、前日何人かに窃取されたものであること、自転車と共に遺留してあつた手拭が被告人の所有物でなく、これについて原審の採用した鑑定の結果は、その経過が不確実であること、足の負傷は草

むらを歩いたとき受けたもので、その部位は、電柱の登降によつては生ずることを得ないところであること等について、記録を精査しても、原判決が援用した第一審判決の挙示する各証拠及び原審の採用した鑑定の結果を綜合すれば、原判決の事実認定をもつて、不合理であるとか経験則に反するということはできない。その他、被告人の挙げる多くの主張についても、到底原審の認定が誤りであると認めることはできない。よつて論旨はいずれも採ることを得ない。また被告人の論旨が、原判決の憲法違反を主張するものとしてもすでにその前提たる事実を欠くから、同じく理由がないことに帰着する。

よつて刑訴四〇八条一八一条及び刑法二一条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　小　林　俊　三

一月二九日判決　昭和二六年(あ)第二七八八号

昭和二六年(あ)第二七八八号

被告人　村上弘

弁護人堀田勝二の上告趣意

第一点

原判決は憲法第三十七条第一項に違反し被告人の基本的人権を侵害したる判決であるから、当然破棄を免れないものと確信する。

抑々憲法第三十七条第一項には「すべて刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と明定され、右規定により、すべて刑事事件においては被告人は憲法上偏頗でない、特に何等の先入観にも促われぬ、又被告人が憲法その他の法律上与えられた権利を充分に尊重する裁判官に依つて構成せられた裁判所に於て、裁判を受ける権利を保障されて居るものであり、刑事訴訟法第二十条乃至第二十五条の規定は、明らかに右憲法の「公平な裁判所の裁判を受ける権利」の保障を具体化したものである。

就中同法第二十条に規定せられた除斥の制度は、裁判官が不公平な裁判をするおそれのある著しい場合を法が類型的に取り上げて、その原因の存在するときは、裁判官は当然に事件に関するすべての職務執行から除外せられる制度であり、除斥原因ある裁判官が事件の職務執行に関与することそれ自体に於て、既に憲法第三十七条第一項に違反するものと謂わねばならぬ。

然るに被告人村上弘に対する本件窃盗事件の第一審の審判に、当事の名古屋地方裁判所裁判官判事西川力一が終始関与したことは、第一審各公判調書並びに判決書の記載に徴し明白である処、原審第四回公判調書（記録第二二一丁参照）に

依れば、右判事西川力一は昭和二十六年四月二十一日の原審第四回公判期日に、名古屋高等裁判所裁判官として原審裁判所の構成員として公判廷に臨席し、被告人村上弘に対する本件控訴事件の職務の執行に関与していることが明らかである。

加うるに原審各公判調書を熟読するに、原審裁判所は第三回公判期日迄は被告人及び原審弁護人の主張弁護に耳を傾け、被告人に有利な証拠の蒐集に盡力しつゝあつたにも拘らず、一度前記判事西川力一が第四回公判期日に本件関与して以来、其の影響によつてか遽に其の態度を変じ、（右第四回公判期日前に被告人村上弘に対する他の窃盗事件の発生した事が判明したこともその一原因をなすものと思料されるが、当該事件の審理を左右する事自体亦偏頗の審判たるを免れない。）被告人がその無罪を立証するために最も重要なる留保中の証人首藤稔、同石垣文郎の証拠調申請を却下し、（記録第一九四丁裏面以下、記録第二二六丁裏面参照）原審鑑定人道野鶴松作成の鑑定書が鑑定事項中本件にとり最も重要なる「村上弘方の井戸水を使用した場合、二本のタオル中何れに変色するか」について何等ふれて居らず、鑑定の目的を達する事が出来ないのにも拘らず、鑑定人の尋問もせずに之を放置する等（記録第二一〇七丁、第二二三丁参照）被告人の最小限度の利益を無視して徒に結審を急ぎ、遂に被告人に対して有罪の宣告をなしたことを明瞭に窺知することが出来る。

果して然りとすれば、叙上原審の訴訟手続に基ずく原判決は憲法第三十七条第一項に違反し、偏破な不公平な組織を有する裁判所の不公平な判決なりと謂わざるを得ず、この点において原判決は到底破棄を免れないものと思料する。

第二点

原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、これを破棄しなければ著しく正義に反するものであるから、到底破棄を免れないと思料する。

原判決は原審弁護人奥村仁三の「原審（第一審）引用挙示の全証拠を以てするも、被告人の本件犯行を認定することができないから、原審には重大な事実の誤認がある」旨の主張に対して、「原審（第一審）引用挙示の各証拠によれば、被告人の本件犯行は之を認めるに充分である」と判示して、第一審判決の

(イ) 犯行現場附近に被告人所有の自転車その他押収に係る各雑品の存在したこと。

(ロ) 第一審検証調書に依れば、犯行現場の犯人の登つたと思料される第一〇八号電柱には数多節ぶくれがあり、尚釘もみられるから之をよじ登る時には掠傷が出来る可能性があること。

(ハ) 昭和二十五年八月二十五日撮影の写眞三枚及び証人宮島一郎の第一審公判廷にての供述によれば、被告人の上膊部及び脚部の夫々内側に掠傷が見られること。

の三つの情況証拠により、本件電話線の窃取行為を被告人の犯行なりと断じている。然し乍ら、

(ニ) 本件犯行現場附近に被告人所有の第一審判決摘示の自転車その他諸雑品が存在したのは事実であるが、この点については被告人は第一審以来終始、右自転車その他の諸雑品は昭和二十五年八月二十二日午後四時頃松川戸橋南詰において何者かに窃取され、止むを得ず日暮頃裸体のまゝ徒歩にて帰途に着き午後九時頃帰宅したので、本件犯行は被告人の犯行でないと主張して居り、然も右被告人の主張は、第一審公判廷における妻の証言、及び愛知縣東春日井郡守山町大字瀬古中高二十七番地石黒勝氏が、昭和二十五年八月下旬薄暮頃天神橋南詰を裸体通行中の被告人を確認して居ることを証明して居ること（記録第一九〇丁参照）並びに昭和二十五年八月二十二日晝間本件犯行現場附近に於て、自転車に八百屋籠を取付け魚釣仕度をした人を見かけたと云う証人恩田和助が、第一審公判廷において被告人を指示されたのに対し「この人は今迄見た事もなく、知りません。私の見かけた人物はもつと背の高い人でした。」と証言していること（記録第六〇丁以下参照）等により十分裏付けられている点。

(二) 次に記録添附の、昭和二十五年八月二十五日被告人の脚部及び上膊部を撮影した写眞三葉を仔細に検討するに、脚部を撮影せる二葉によれば、その傷は両脚共足首より僅か上に、然も第一審判決摘示のように内側と云うよりも、むしろ前側と云うべき部位に僅かの掠傷が見受けられるに過ぎず、上膊部を撮影せる一葉によるも、その傷は一は外側と内側の中間部に、他は外側と云うべき部位に存在するものである点。

更には高さ約十七、八尺の点まで周囲約一尺二、三寸の第一〇八号電柱を何等の足掛りもなく登るためには、犯人は両腕、太もゝ並びに両足裏を利用して電柱に抱きつき、両脚の屈伸と太もゝ並びに両腕の力により登る以外に方法はなく、其の登木動作により第一審判決摘示の如き第一〇八号電柱の節ぶくれ、釘等のため被告人の身体に傷を生ずるとすれば、それは第一にむしろ太もゝ、ふくらはぎ等に必然的に集中するのが当然であり、加えて前記三葉の写眞中、上膊部内外側中間部の傷以外の傷の部位は、前記登木動作をなすに際し電柱に接着せず、登木により掠傷を受くべき部位に非ざることは経験則上明らかである。従つて太もゝ、ふくらはぎ等に全く傷を見出し得ないのに拘らず、被告人の前記脚部及び上膊部外側の掠傷を第一〇八号電柱を登つた際に受けた傷なりと認定することは、吾人の経験則に照らし余りにも不合理である点。

等を勘案すれば、原判決の説示に反し、到底前記三つの情況証拠をもつてしては本件電話線の窃取行為を被告人の犯行なりと認定することは出来ない。従つて第一審判決並びに之を認容せる原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、然もこれを破棄しなければ著しく正義に反することも明らかであるから、この点に於て原判決は到底破棄を免れないと思料する。

以上二点に亘り、上告趣意を弁明する。最高裁判所の公明な御裁判により、原判決を破棄せられ、更に愼重な審理を遂げしめられんことを衷心より希望する次第である。

以　上

昭和二六年(あ)第二七八八号

被告人の上告趣意

被　告　人　村　上　弘

第一審並びに第二審に際し終始申述べて居ります通り、私は全然斯様な有罪の判決を受ける理由がありませんので、玆に上告申請を致しました次第であります。

私は本件に関係ある昭和二十五年八月二十二日並びに八月三十一日の私の行動、状況の詳細を順次申述べます。八月二十二日はいつもの通り午前七時頃起床八時頃朝食を済ませて、八時半頃から九時半頃にかけ約一時間私の家の前の畑の手入れを致しました。丁度胡瓜や南瓜を作りました棚が未だ其の儘になつて居ましたので之を取片付け、外に玉蜀黍も其の儘になつて居ましたので莖を折り取り片付けました。暑中休暇のため帰省して居ました二人の子供の帰校の時期も近付いて居ましたので、一度川魚の天ぷらでも食べさせ度いと思い釣りに行く事を思い立ち、十時頃から釣道具を取出して整理をしました。中食後再び釣道具の仕掛をなし、以前より時々行つて居りました庄内川に魚を釣りに行くため自転車に八百屋籠を取付け、釣道具を持つて午後二時頃家を出ました。庄内川下流勝川橋より釣場を物色し、次第に上流に河畔を上つて行きましたが、丁度松川戸橋に着きました時は非常に暑かつた為め汗づく〳〵となり、尚日頃心臓の弱い私は息切れし非常に苦しくなりましたので、松川戸橋南詰の所で一先ず自転車を止め、橋の下の川は釣りに適した様にも見受けられましたので、身体を休める旁々釣場の様子を見たいと思い裸体となり、自転車に取付けてある籠に持物一切を入れパンツ一枚となり、タオルを持つて橋下の流に下りて行きました。体をふき足を水に浸したりして一休みして居ましたが、釣場にはあまり適していると も思えませんでしたし、心臓の鼓動も治まり体も楽になりましたので上流方面に行きたいと思い、水際より上に昇りかけまし

た所、自転車が見えませんので驚いて駈上り、自転車の盗難にかゝりました事を知りました。私は前後左右を見渡しましたが既に遅く、蔭姿を見る事が出来ず失望落膽致しました。私が自転車を下り流の所で休憩し盗難を知りました迄の時間は極めて僅かの間で、五分間位の間の様に思つて居ます。其の時刻は午後四時頃だと思います。盗まれました以上は到底返つて来るものではないと思い、すつかりあきらめて庄内川に下り思案しましたらよいか全く途方に暮れましたが、バンツ一つの体では往来に出るのも嫌だと思い、松川戸橋の下から流れに入つたり川原に上つたりして段々川を下り、中央線鉄橋下の日蔭で自転車なしの今後の事等考え茫然として居りました。其の内日暮も近づきましたから、又下流に下り薄暮の頃勝川橋上流二丁位の処から堤防に上り、勝川橋南詰より天神橋に至り同橋を渡り切つて、堤防を東にとり長母寺西より堤防を下り、矢田、守山間の道路を横切り、再び堤防上に出で元三菱発動機製作所の東側より鍋屋上野消防署の所に出で、覚王山紀念塔の所を通り自宅に帰りました。裸体にて体裁が悪いので、帰途は自然となるだけ人に見られぬ様にと思い人通りの少い所を選び、走つたり大急ぎで歩いたりして午後九時過頃家に到着しました。家に帰りました時、二人の子供は既に床に着いたと見えて蚊帳がつゝてありました。私もこんな仕末になつた事を子供に知らせたくないので、全ての行動を出来得るだけ静かにいたしました。家内は勿論起きて居ましたので事情を話し、夕食をとり湯に入り、疲れて居ましたので十一時頃床につきました。

二十三日もいつもの通り七時頃起床、八時頃朝食を済ませましたが、家内が自転車の盗難を届けて置けとやかましく云いますので、所轄の交番所に届けに行きましたら不在でしたので、十分間位待つて居ましたら自転車に乗つて帰つて来られましたから、盗難届に来た旨と其の内容を申上げますと、この届は盗難に逢つた現場所轄の交番所に届ける様にとのお言葉でしたから、今から現場に行き届ける積りで家に帰つて来ました。丁度玄関の戸を開けますと、二人の見知らぬ人が見えて私を待つて居られ、春日井署の者だが一寸署迄来てくれとの事でしたから、私は自転車の事ですかと問いますと「そうだ」との事でしたから、私は盗難品が出たので其の為めだと思い一緒について行きました。署に行つて始めて私に盗難の嫌疑がかゝつて居る事を知り、全く驚き入つた次第で、それから署で取調べを受けます様な次第に至つたのであります。私は警察署並びに検察庁又は公判廷に於て終始一貫申述べました事は、少しの嘘偽りも無く、全然存じない事でありまして、斯様な状態に立ち至りました事は実に心外に堪えません。第一審並びに第二審に於て有罪の判決を受けましたが、其の取調べの内容又は其の根拠たる理由が甚だ不審に堪えざるもの多々御座いますので、其の点を申上げます。

(一) 本事件に関係し、警察より刑事の方が私宅に来られ、家内並びに二人の子供より上申書をとられました。家内の上申書には当日私が午後九時頃帰宅した事を判然と証明して居ます。然るに私が此の事件に関係なき事を証明する只一の絶対的有力なる証拠となるべき家内の上申書を一件書類に添付せず、只事件判断に何の関りも無き子供の上申書のみ添付されていました事は、警察に於て私を罪に陥れるための悪質なる行為と断ずる事が出来ると思います。それは担当弁護人よりの提出方の要求により始めて紛失せるものと申出で、其の上申書記載事項の内容の証言に警察側より二人の警察官を差出し証言を行つたのであります。思いますに、普通の官庁と異る警察に於て斯様なる重要書類を紛失させる等は到底考えられず、且つ公判廷に於てなされた二人の警察官の証言が事実と相違する点があるのを見ます時、この紛失事件が作為的である事を如実に物語るものと存じます。証言の行われました時の公判廷には、妻も傍聴に参廷して居ましたが、其の証言の内容中事実と相違して居ます点を申上げますと、当日私が家に帰りました時タオルを持つていなかつたと述べたと口を合せて申されたのですが、タオル等の事は何も上申書には書かなかつたと明言して居り、尚上申書を取りに来た時刻が、事実は午後九時頃で寝て居る子供を起して書かせたのにも不拘、証言には午後七時頃で勉強して居たと全然相違した証言をなされた点であります。この件は、二十二日午後九時頃私が帰宅しました際二人の子供が既に寝に就いて居たと私が申述べました点に付、警察側ではそんなに早く休むのはおかしいと云つて、私が嘘を申して居る様に考えて居られますが、子

供は一人はニツポンビール会社にアルバイトに行つて居りますが、重労働の為め疲れも甚だしく、六時過ぎに帰宅すると明日に備えるため七時過ぎには寝について居ましたし、もう一人の子供もアルバイトで日用品を販売し、市中を戸別に売り歩く為め疲労がはげしく、為に夕食後は直ちに寝に着いて居ましたので、上申書をとりに来られた時刻の午後九時頃には既に寝に着いていた事に偽りないので、ことさらに時刻を偽り七時頃来たと証言された事等の点を観察しますと、罪人を造り上げたいための方策と見るに充分だと思います。

(二) 警察側に於ては、八月二十二日私が家に帰る途中、矢田橋検問所の者が裸体通行中の者を見なかつたと云つて居られますが、私は同検問所前の道路を通行した覚えはなく、私の上申書にも左様な事は書いてありません。即ち長母寺の西より堤防を下り、矢田守山間の道路を横切りたる後再び堤防上に出でて居ります。私の考えでは、検問所と私が通行した所は二丁以上の距離があり、全然検問所よりは見通しがきかぬものと思います。罪人を作り上げん為の一の立証事項とは云え、全然的を外れた事を主張し、しかも之等の事が有罪判決の根拠の一を為すものと思いましては驚かざるを得ない次第です。

(三) 第一審審理中に実地検証がありまして、私が自転車を盗まれました現場と、私の自転車がおいてあり、電話線が切断されています現場に参りまして、切断された現場を見ましたが、それに依りますと、五間位もある電柱上の電話線を切断してありますが、何の足場もない高い電柱に上るが如きは、特殊技能の持主でなくては普通人の到底出来る芸当ではありません。私は過去勤人として銀行会社に勤務して居たのと商売をしていただけで、電気の知識も電柱に上るが如き技能もなく、齢五十二歳の私が経験、体格、体質等の点より見て、五間以上もある何の足場もない電柱に上る事が出来るか否かは、第三者より之を冷静に観察しますならば、はつきりと私が昇れないと云う結論となる事と思います。昇れないものが電柱上の電線を切断する事は不可能な事です。

(四) 私の手足に二、三ケ所のかき傷がありましたが、之が大きく取り上げられ証拠の一となつて居ますが、写真(警察署に於てとられたもの)を見ますと、其の一が大分大きくはつきり出て居ますが、之はかき傷の周囲が未だ赤くなつて居ましたので、赤い所が写つて大きい傷の様に見えますが、実際は極めて少さなかき傷であります。私は八月二十三日警察に拘引され取調中警官の目にとまり、傷のある事を云われ始めて傷のある事を知りました次第で、思いますに、この傷は二十二日朝胡瓜等の柵を片付けました際に、竹を主体とし鉄釘、針金を多量に使用してありましたので、竹切れか、針金か又は釘で一寸引きかいた傷か、又はトウモロコシの茎を取片付ける際に茎又は葉で引かいたものか、或は又自転車盗難後川を下り、川原を歩き、其の後ほとんど駈足にて帰る途中はだしで足がいたいので、成るべく草叢の上を通行して来ました関係上、其の時に引きかいて出来たものか、上記の内何れかの時に於て蒙りたるかき傷でありまして、私も警察で云われました時始めて気付いた程、何の苦痛も感じない程度のかき傷で、このかき傷を始め検察庁に於ては電柱のある現場より逃げる際に蒙つたものであるとして居られましたが、実地検証の際現場を観てかき傷等出来る可能性がない為め、立合検事は「これは電柱に上つた際蒙つた傷にするのだな」等と、傷の付いている点を犯罪と結びつけられ証拠を作り上げたもので、斯様に只考え方のみでどちらにも変るものが、重要なる証拠の一となつて居る事は、如何にも不合理なる事と痛感する次第であります。

(五) 電線盗難現場附近にありました遺留品は、三点を除き、自転車、シャツ共の他全部私の物でありますが、之は全部盗まれましたもので、私のものでない三点は、ペンチ、タオル、石鹸(新聞紙包み)ですが、其の内のタオルに付て申上げますが、私の家には水道の設備が無く井戸水を使用していますが、この水は多量の鉄分を含んでいまして、タオル等使用しますと数日後には赤茶色に着色致します。家で現在使用していますタオルは皆赤茶色に変色した物ばかりですが、証拠品中のタオルは相当使用されています様に見受けられますが変色して居ません。此の点より観て、このタオルが全然私の所

有物で無い事は歴然たるものです。第二審に於ては、このタオルの着色の点に関して、私方の井戸水の水質検査の申請を弁護人より申立てました処御採用になり、名古屋工科大学教授を鑑定者に選任致され調査された結果の報告は、別紙奥村弁護人よりの端書記載の通りにて、之の鑑定だけにては何の役にも立たざる次第で、今一度化学的に分析試験を致されるならば、家の物でない事が立証されるにも不拘、どちらにも付かざる第一回の鑑定書だけで之を打切る事は甚だ了解に苦しむ処であります。相当の費用と日時を費しても、二審の審理上水質検査を必要なりと認められたるが故に水質検査の申請を御取上げになりたるに、其の目的の少しだに達するに至らざる第一回の鑑定報告書のみで本鑑定を打切る事は、どう考えても不可解な次第であります。この事に付ての私の考えます点は、これから順次申述べます。次に新聞紙包の石鹸ですが、この新聞紙は確か名古屋タイムズですが、私宅には別紙新聞配達店よりの証明書の通り、普通新聞では斯様な新聞をとつた事がありません。以上二品が私の所有物でない事は歴然と証拠立てられます。この外ペンチも私の物でなく、之等の点より見ても犯罪者が外にあると考察致す次第であります。

(六) 私が自転車盗難に逢いました際の持物は、押収されて居ます証拠品の外釣糸の仕掛け並びに練餌がありますが、電線盗難の現場遺留品中にこの品がありません点を不審なりとして居られますが、以上の品は確に持つて行つたもので、盗難後失われたものと思われます。当局では斯様な点より、魚釣はカムフラジューであると主張されていますが、カムフラジューするに付て、私の子供の名前入りの水筒等を持ち歩くわけもなく、又私が川に汗を流しに行つた時ゴム草履をぬいで行つたのも不審とされていますが、証拠品のゴム草履をよく調べて頂きますとこの点も不審でない事がはつきり致します。それは草履の鼻緒が非常にかたく、其の為め指に食い込んでいたのと、ゴム製のため汗でする〳〵になりとても気持ちが悪かつた為め、素足になり籠に入れて置いたもので、斯様の状態になるなれば至極当然の事です。

(七) 求刑に当り検事さんのお言葉中、当人は嘘をつく習性があると申され、尚昭和二十三年十月窃盗に依り二年の判決（執

行猶予三年）を受けた事件と今回の事件は類似性があると云われましたが、それは事実に相違するも甚だしいものであります。前刑窃盗事件に於て、警察に於ては強盗予備を認め公判に於て否認したと云われましたが、この事は当時の一件書類を詳細に調査して見れば判然とする所であつて、強盗予備等認めた事は全然なく、当然判決も窃盗となつて居ます。又今回の事件に於て庄内川より自宅への帰路全然人に逢わなかつたと私が申して居るが、長い道中斯様な事はあり得べからざる事で、これも本人が嘘を申立てて居ると申されました。これは実に私の意外に感ずる処でありまして、何も私は全然人に逢わなかつたと申上げておるものではなく、私の顔見知りの人に逢わなかつたと申上げておるのであります。常識的に見ても二里近い道中、未だ宵の口に名古屋市並びに近接の道路を歩き、全然人に逢わなかつた等は絶対にあり得る筈がなく、私が斯様な馬鹿げた事を申立てる筈もありません。之等は私を嘘付きなりと見せんが為の作為の言葉である事は、誰でも普通の状態にある人なれば判る事と思います。斯様に児戯に類する様な立証が求刑中にある点を見ても、検事当局の本件に対する証拠なるものが如何に薄弱なるかを如実に物語るものであります。次に本件が前刑と類似性がある点を二点上げられたと記憶しますが、其の一つは窃盗時刻迄に時間待ちをした点と云われていますが、今回の事件は八月二十三日午後二時頃に行われたと云う事は聞きましたが、電柱より電線を切断する事はまさか晝や宵の口では出来るものでなく、当然其の犯行が深夜に行われた事は常識的に見てかく推察されます。

前刑に於ける窃盗の時刻は午前一時頃ですが、何も時間待ちしていたのではなく、当時私は千種区川崎町の現在の住所に住居を持つて居ましたが、商売其の他の都合上北区御成通の私の事務所で泊る事が川崎町で泊る日よりも多く、其の際も御成通より現場に行き一つも時間待ち等した事はなく、検察側の云われます類似性とは如何なるものか判断に苦しむ処で、如何に有罪とするに証拠薄弱なりと云え、斯様な事を類似性と結び着け如何にも窃盗の常習であるかの如き印象を付ける事は、あまりにも実際的の問題を考慮に入れず、只証拠製造に汲々たりし不合理極まる事と思つて居ます。

(八) 自転車上に取付けてありました八百屋籠に付て、魚を釣りに行くのに斯様に大きな籠を持つて行くのは怪しいとの事ですが、私は過去二、三年間自転車を使用して居ますが、自転車で出ます時は常に八百屋籠を取付けて出る事にして居ます。魚釣りの時は物入れ、腰掛代用等に使用する関係上是非共必要なもので、当然取付けて行きました。私が日頃八百屋籠を自転車に取付けて居ます事は、近所の人々、私の知人、取引先の人々の普く認めておる処であります。

(九) 自転車盗難を、附近に駐在所が有るに不拘直ちに届けなかつた点を不審とせられていますが、現在に於て実際的に見て自転車盗難は直ちに届出でる事は極めて少く、無届で居て数日後必要上届け出て居る実状です。私も一度其の経験がありますし、私の知人にも二、三斯様な実例があります。それから私が以前からよく庄内川に釣りに行つておるので、附近の様子に明るいにも不拘、附近の駐在所に届出でなかつた点を怪しいと申されますが、自転車の外持ち物一切を盗まれ悲観の極にありました当時に於て、只呆然として届ける等の事は少しも脳裡に浮ばず、バンツ一つの身でどうして家に帰ろうか、又今後仕事の上に必要なる自転車を如何にして買求むべきか等の点を漠然として考え、日暮を待つて大急ぎで帰つた様な次第で、斯様に深刻なる打撃を蒙つた際は、実際問題として当然かくもあるべきものと思います。然し盗難届は家内のすゝめに依り、八月二十三日午前九時頃私方の所轄交番所に届けに行つた次第ですが、盗難現場の交番所に届ける様にとの事でしたので、左様にする積りで家に帰りました時、二人の春日井署員が私を待つて居られ署に同道された次第であります。

私が自転車の盗難届を致しに行きました事に付ては、別紙上申書の通りであります。

(十) 私の本籍は熊本縣上益城郡甲佐町ですが、郷里甲佐町は模範町として知られ、清浄潔白は町民の誇とする所であります。

先には軍神西住戦車長を出し、名誉は身命にも代え難きものとの信念深きものがあります。私の亡父は町内に於て人望

を集め、四人の子女は其の薫陶を受け、不純を極度に忌み嫌つて居ります。私は長男ですが、現在妹は佐世保に住居し、同市に於て十指の内にある資産を有し呉服商を営み、夫は海軍大尉の経歴を持つています。二男は郷里甲佐町に住居し、妹同様衣類商を営んでいますが、往時満洲に在り、安東警察署の重役を務めて居ました。三男は大阪に於て衛生組合の書記長を務めて居ります。私は正義を以てなる傳統ある熊本縣立商業学校卒業後台灣銀行に入社、台灣南洋方面の支店詰となり、其の後帰国後京都火災保険会社に入社、名古屋支店次長の時会社併合の為め退社し、其の後名古屋工作機工業組合、名古屋絃樂器工業組合、東西春日井菓子工業組合等の各書記長を務めて居りましたが、終戦後は雑品販売の商売を始めたのであります。私の子供二人の内一人は京都大学に、今一人は東京一ッ橋大学に在学中にて、何れも優秀なる成績をあげ奨学資金の交付を受けています。私の血族中只一人として刑に触れるが如き素行者無く、皆人望衆に勝れる者のみであります。私の知つて居ます祖先よりこの方、人に後指をさゝるゝが如き不純なる人物は一人としてありません。血族の遺傳性より見ても最優秀と見做されると思われますに、如何なる悪魔に魅入られましたか、今迄正義観念に於て自他共に其の強さを許して居ました私が昭和二十三年十月破廉恥罪を犯すに到りました事は、私は全く其の時の気持ちがわからず、罪を恥じ不義を極度に忌む親類の者より下げすしまれましたが、この事は私の最も残念とする処で、悔悟一番奮闘努力罪の償いを致し度いと念願し、日夜正義の道に志し、悪を恐し日常の生活を樹てゝ居たので、前刑後の私は細心の注意と努力を以て善道に志して居たのであります。然るに何ぞ計らん、不運にも窃盗罪名を蒙り、第一審に於ては懲役二年、第二審に於ては懲役一年の判決を受けますとは、俯仰天地に恥じざる私は、この判決が如何に罪悪であつて、無辜の良民を悲観奈落につき落しつゝあるかをはつきりと知るものであります。この判決に付ては、最高裁判所に於て審理して戴けます道が開けて居ますので、私は全ての望を之につないで居る次第であります。

(十一) 第一審公判中検察側より証人の申請があり、それは八月二十二日晝間電線切断の現場附近に於て或る仕事に従事中の者の証言で、其の内容は、其の人が同日現場附近に於て自転車に八百屋籠を取付けた魚釣り仕度の者を見かけたので、其の人物が私であるか否かを確める為めに申請されました証人でしたが、この証人が私を見て「この人は全然今迄見た事もなく知りません。私の見かけた人物はもつと脊の高い人でした。」と判然と私でない事を証言しています。現場は人里遠く離れた山間地で、往来も殆んどなく、斯様なる場所で自転車に八百屋籠を取付け魚釣り仕度の者を見た人がある点は、何かを暗示して居るのではないでしようか。この通行者が私でない限り、外に一人の怪しき人物が表れた事になり、それこそ眞の犯人と推定してもいゝではないでしようか。

以上第一項より第十一項にわたり申述べました諸点を綜合し考察致しますに、私が犯人なりとしています検察側の証拠は余りにも薄弱で、一としてとり上げるに足るものはありません。之を以て黒白を争うには余りにも根拠の無いものと断ぜざるを得ない次第であります。この判決は、第一審に於ては只一人の裁判長の独裁そのものであり、全然証拠なるものを無視し、自己の考察のみで其の儘判決に表した乱棒この上もないものであると信じます。新憲法は証拠を最重要視して、以て無辜の罪人を出さぬを信条としたるものと承つています。然るに直接に判然たる証拠としては何一つなく、極めて薄弱なる間接的の証拠（只検察庁側の主張されます処の証拠）を取上げられ、私方よりの立証事項を無視し之を却下致されしは、第一審裁判長の只一人の考えに依る認定その儘の独裁は、新憲法下には許されざるものと信じるのであります。然るに第一審判決後、偶然にも私が無辜である事を立派に証拠立てる証人が現われました。それは別紙添付書類として添付してあります石黒勝氏の証明であります。氏が昭和二十五年八月下旬薄暮の頃、天神橋南詰を裸体通行中の私を確認して居る事です。本事件は八月二十二日ですが、翌八月二十三日より拘留されて居ます私ですから、今更説明の要も無いと思いますが、この私を確認して居ます事は、私が当日自転車の盗難に罹つた事を自然明白に証明して居る次第で、ひいては之に依り私の無罪が証

明出来る事は当然の事と確信致します。

第二審に於ては原判決を破棄し懲役一年の判決が言渡されました。私の弁護人は第一審、第二審共に奥村仁三氏でありましたが、私は同氏を信頼し一切を同氏に任せて居ましたので、第一審の判決に不服なりとする事項を上述した通りの控訴趣意書を作成して同弁護人に渡し、提出方をお願いしておきました。然るに第二審公判の前後の状況より臆測致します時、私の作成した控訴趣意書も当然提出致されて居るものと思つていました。従而同氏より提出せられました控訴趣意書の外に、私の控訴趣意書が提出され、それを参酌し審理致されたか否か不審に思える点が御座います。それは第一回の控訴審に於て、裁判長より全ての証拠物件を提出せよとの事でしたので、私は控訴趣意書に申述べてあります通り、第一号私方使用タオルの端切れ、第二号石黒勝氏の証明書、第三号石垣新聞店の証明書、第四号私の上申書、第五号妻村上ひでの上申書、以上の五つの証拠物件を弁護人に渡して置きました処、第一回の公判廷に於て、以上の証拠物件の内無罪を最も明瞭に物語つて居る石黒勝氏の証明書を取りはずし、外の四件のみを裁判長に渡されましたので、私は不審に思い石黒氏の証明書も提出して貰う様申しました処、同弁護人は語気を強め、今は之は提出せぬ方がよい、全ては私に任せておけとの事でありましたので、同氏を信頼して居ります私は同氏の考え通りにしておいたのです。其の後の公判に於ては私が出廷不可能となりましたが、この最も重要なる証拠は結局提出されずほおむられた事を後になつて知つた次第です。この石黒勝氏の証明書は、私の作成した控訴趣意書に添付し説明を加えてあるのに不拘、弁護人より提出せずに済まされた事は、私の趣意書が取上げられて居ない事を物語るのであります。私が自由の体でないとは云え、斯様に黒白を左右すべき重大なる証拠物件を私の意思を無視し提出未済にて公判を終えたるは、弁護人の怠慢にして且つ策動の結果である事を後になつて始めて感じた様な次第であります。次に前述しました水質検査の件ですが、第一回の控訴公判廷に於て私方担当弁護人より申請しました水質検査の件は取上げられ（合議の結果）、鑑定人の指定があり三月十九日私宅に鑑定人出張し、裁判所側と立会の上井戸水を採取す

る事になつて居りましたが、当日私が不在であつた為めに裁判長の激憤を買い、感情を最悪に導く結果となりました。提出致されました鑑定書は井戸水が着色する事を認めただけで、其の着色と証拠品のタオルとの関係を確める必要あるに不拘、本鑑定を打切りたるは、何も要を為さゞる鑑定を為したるに止まるものにして、最も公明正大たるべき審理に際して、感情問題に依り、更に再鑑定の要あるに之を為さずに打切り、重要なる証拠を有耶無耶にほおむるが如きは、神聖なる裁判所の行為とも思われざるものと存じます。

以上申述べました通り、何等直接に証拠として認められるに足るものは何物もなく、推定に依る間接的なる証拠、而も其の証拠たるや取るに足らざる極めて薄弱、不審なるに、第一審並びに第二審共に有罪の判決を下されました事は、不合理且つ乱棒極りなき判決にして、新憲法の精神を汚瀆したるものと断ずる次第であります。

最高裁判所に於かれましては、新憲法の精神にのつとり、公明正大なる御裁断に依り無罪の判決を賜わります様、伏而懇願致す次第であります。

以　上

添付書類

一、証明書写（石黒　勝）
二、証明書写（石垣央郎）名古屋高等裁判所ニ提出セルモノ
三、上申書写（村上　弘）同上
四、上申書写（村上ひで）
五、水質検査に関する回答書（奥村弁護人の端書）写

(一)　(写)

証　明　書

昨年八月下旬日暮頃仕事の帰途矢田川天神橋南詰路上にて裸体にて小走り通行中の村上弘氏を見かけ二度ばかり言葉をかけましたが何の返事もなく立去りし事に相違ありません

右証明致します

愛知縣東春日井郡守山町大字瀬古字中高二十七番地

石　黒　勝　㊞

(二)　(写)

証　明　書

当新聞販売店は名古屋市千種区川崎町二丁目十六番地村上弘方に対し昭和二十年以来中部日本新聞、同夕刊、野球新聞、毎日英字新聞以外の新聞を販売した事はありません

昭和二十六年二月二十七日

名古屋市千種区覚王山通八ノ三八

田代新聞販売所　石　垣　央　郎　㊞

(五)

端書文面

水質検査に関する回答書（奥村弁護人の端書の写）

水質検査の結果は鑑定書丈けでは何れとも判定しかねる書面でしたもう一度しつかり鑑定して貰はねば何とも云へない状況です取敢へず右御返事迄

九月八日　　差出人　名古屋市東区長久寺町八番地
弁護士　奥村仁三

受取人　名古屋市千種区川崎町二丁目十六番地村上ひで（弘の妻）

（写）

上申書

私は昭和二十五年八月二十二日自転車盗難の件を、翌八月二十三日午前九時頃所轄田代南駐在所に届けに行きました処、駐在所には誰も見えませんでしたので、約十分間待つて居ましたら一人帰つて来られましたので、庄内川畔で自転車の盗難に会つたので届けに来たと申しますと、自転車の盗難届は盗難に会つた場所の所轄駐在所に届ける様との事でしたから、其の儘帰宅しました。当時同駐在所勤務は二人の警官で、一人は現在東山派出所に勤務致される福岡巡査で、今一人は現在警察をやめ大分縣警察予備隊中津駐屯部隊一〇三中隊に入隊されて居る首藤稔巡査である事がわかりましたので、福岡巡査に面接しましたが、其の時私が届けに行きました時の方で無い事がわかりました。今一人の首藤巡査は遠地で面接し難いので、同巡査の妻女が当地に住居して居られる事を聞き、妻女に面会し写真を見せて貰いました処、私が届けに行きました際御目に掛つた方に相違無い事を確認致しました。

以上申述べました事に些も相違御座いません。

昭和二十六年三月一日

名古屋高等裁判所刑事第二部甲
裁判長　殿

被告人　村上　弘㊞

（写）

上申書

昭和二十五年八月二十三日夜、私と子供二人は主人の窃盗被疑事件について刑事の方から上申書を書かされましたが、其の中私の書きました上申書が紛失したと云われまして、警察官二名（春日井警察官地部長、宮島刑事）の方が証人として出廷され、私の上申書の内容と云つて証言されましたが、其の時私は傍聴席に居まして、其の証言を一々聞いて居ましたが、其の証言と私の書きました上申書と相違して居ました点がありましたので、それを申上げます。

㈠　主人が帰宅しました時手拭を持つて帰らなかつたと書いてあつたと証言されましたが、私は上申書には手拭の事は何も書いて居ません。私の主人が手拭を持つて行きましたのか、持つて帰りましたか知りませんでしたし、刑事の方も手拭の事等何も聞かれた事はありませんでした。主人が手拭で身体を拭いたと云つていますので、其の手拭を家に持つて帰るのは当然で、私が之を持つて帰らなかつたと云えば主人が嘘を云つている事になつて犯罪者と見做す事が出来ると思つて、故意に二人の方が相談して口を合せて云われたと思つています。手拭は後で家にあるのを調べましたら数が合つていましたので、主人が持つて行つたのなら持つて帰つた事になるわけであります。

㈡　上申書を書きました時刻を午後七時頃で、子供は勉強していたと云われましたが、七時頃二人の刑事の方が来られた時は、子供二人と私を一人ずゝ表道路に呼出して尋ねられましただけで、それで済んだと思つていましたら、又九時頃来られ、寝ている子供を起し私達三人の上申書をとられました次第で、私が主人が九時頃帰宅した時子供は寝ていましたと云いましたが、一度上申書をとりに来られました九時頃子供は寝ていましたので、そんなに早くから寝るのはおかしいと云われていましたが、その様に九時頃再び来られた時子供は蚊帳の中に寝ていましたので、私の云つた事が刑事の方に嘘ではないと云う事が証明出来ると思つていましたのに、七時頃上申書をとりに行つたと云われるのは、故意に私達を不利な立場に追いやるための策略としか考えられません。

子供は一人はニッポンビール会社へ徒歩で片道五十分かゝり、藁束にして担ぎ上げ運搬する炎天下に眞黒になつて働く重労働で、六時過ぎ帰宅し夕食後は早く疲れを恢復し明日の労働に備えるため直に寝についていまして、今一人の子供も石鹸、歯磨紛等日用品をアルバイトして戸別に市中に売歩いていましたので、九時頃には眠つて居りました。

私は傍聽していましたので、この相違した証言に反駁したかつたのですが、傍聽席から云つていゝものかどうかわからず、裁判長から当然何か異議がないかと聞かれるものと思つていましたが、何の御尋ねもなく一方的な証言だけで、書いた本人の私に正されなかつた事を不満に思い恨みを呑んで默つていました。

主人が八月二十二日夜九時頃、自転車を盗まれたと云つてパンツ一つで帰宅しました事は、神明に誓つて嘘偽りでないことを申上げます。

何卒公明正大な御裁断を御願い申上げます。

昭和二十六年三月一日

名古屋市千種区川崎町二丁目十六番地

村上弘妻

村上ひで㊞

名古屋高等裁判所刑事第二部甲

裁判長　殿

昭和二六年(れ)第二二一五号

判決

本籍　大阪市西成区三日路町四〇番地

住居　神戸市生田区元町通二丁目番地不詳

無職　山田光雄こと　大島文雄

大正九年一月九日生

右の者に対する強盗殺人、同未遂、強盗傷人、強盗、窃盗被告事件について昭和二六年五月九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人及弁護人山本耕幹の各上告趣旨はいずれも末尾添附別紙記載のとおりである。

弁護人上告趣旨第一点に対する判断。

記録を調べると被告人は昭和二一年五月一八日勾留状執行の当日検事に対して本件犯行の全部を自白して居り、その後予審、第一審公判、及差戻前の原審公判を通じ、悉く差戻後の原審公判と同様右の自白を繰り返して居るのである。この事実によつて見れば所論長期の勾留と原審公判における自白との間には因果の関係なきこと明な場合と認むべきであり、かかる

一

一月二九日判決　昭和二六年(れ)第二二一五号

自白は憲法第三八条第二項にいわゆる「不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白」に当らないこと当裁判所大法廷の判例とする処である。（昭和二二年(れ)第二七一号、同二三年六月三〇日判決）従つて論旨は採用出来ない。

同第二点に対する判断。

所論の点に対する原審の判断は相当と思われるのみならず、かりに所論の如く連続した数個の行為であるとしても、所詮は連続一罪として処断さるべきものであるから、彼此被告人の利害に何等の影響もないわけでいずれにしても原判決破棄の理由とはならない。

被告人本人の上告趣旨は原審の認定と異る事実を主張し、これを前提として原判決を攻撃するもので上告適法の理由とならない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井上登

裁判官　島保

裁判官　小林俊三

昭和二六年(れ)第二二一五号

被告人の上告趣意

私は本件に関しましては、盗難被害始末書記載の通り、当然強盗罪に対する刑罰はお受けしなければなりませんが、拳銃を撃ちました当事者である白明守と同じく強盗傷人罪をお受けせねばならないということは、眞に残念に思います。理由は左の通りであります。

第一　拳銃を撃ちました加害者である被告人白明守に対する予審訊問調書中の同人の供述に虚偽があること。即ち、

『そこで私達は夜警に発見されたのであるが、先ず大島（私）が盗んだ日本刀を振りかぶつて身構えると、夜警が来るかと怒鳴り、大島が何をとやり返したので、云々』

とありますが、被害者である証人奥村氏に対する予審訊問調書の中に、

『抜身の日本刀を持つた賊が事務所から飛び出して来り、私とばつたり出会うた。出会い頭に二人は暫く睨み合つていたが、（中略）賊を威圧する考えでオイとか待てとか言つたが、日本刀の賊は何等言語を発せず、又抵抗する気配もなく、そのまゝ事務所前の道路を西に遁げて行つた。（中略）日本刀の賊はその刀を振りかざして私に向つて来たような記憶はない。云々』

とあり、全然二人の供述は照応しておりませんが、この事に就いて次の諸点を審理して頂きたいと思います。

1　私達は被告人白明守の供述の通り、共犯者である伊垣の注進により一同犯意を失つて事務所から飛び出し遁走したことは事実でありますが、私は事務所内の宿直室に居りましたので、他の共犯より一足遅れて事務所を飛び出したのであ

被告人　大島文雄

ります。従つて私が奥村氏に発見されたときは、白明守他四名は既に外に遁走した後でありまして、私もその跡を追つて夢中で遁げたのであります。

2　白明守の供述によれば、同人が拳銃を発射した時に、私も黒田もその場に居合せたことになりますが、事実はそんなことはなく、若し私達が一緒に居たとすれば殆ど同時刻に遁げる筈でありますから、証人奥村氏が見た私達の遁走の有様と全然異つたことになります。

3　私達は伊垣の注進によつて事務所を飛び出した時、犯意を無くしたことは事実でありまして、従つてその後発生した白明守に係わる傷人の件と何等関係はなく、犯意は継続していないのであります。私は興奮しておりましたし四周も暗く、一度遁げた白明守が工場に引返していたとは全く知りませんでした。この時白明守は全く自己自身の考えにより工場に引返し発砲したのでありまして、その犯意は私の与り知らないことであり、且つその犯行は私達が安全に遁げてしまつてから白明守一人の意思により行われたものでありまして、従つてその発射行為は全然予測しておりません。

第二　白明守の供述の通り、同人使用の拳銃は私の関知しないものであり、従つてその発射行為は全然予測しておりません。

以　上

依而右に申述べました諸点を綜合致しまして、白明守に係わる傷人の件は共同の罪ではなく、当然単独の罪であると考えます。従つて私はこの件に就き責任はないものと信じます。

以上により傷人の罪を免除して頂きたく、茲に謹んで御願い申上げる次第であります。

以　上

昭和二六年(れ)第二二一五号

弁護人山本耕幹の上告趣意

被告人大島文雄

第一　原判決は不当に長く拘禁せられた後の自白を証拠としている違法がある。

即ち被告人は昭和二十一年五月十八日勾留状の執行を受けて以来原審の公判期日たる昭和二十六年二月二日（第一回）、同年三月三十日（第二回）迄に実に満四年八月の長期に亘つて勾留を継続せられているものであつて、原審が判示第三、五、七、八、十三、十四の各事項の証拠として採用している「当公廷における被告人の供述」は、右二回の公判期日を通じて得られた不当に長く拘禁せられ後の自白であることは明らかであつて、かゝる被告人の自白を証拠とした原判決は当然違法というべきである。即ち

(一)　憲法第三十八条第二項の強制拷問等に依る自白はそれ自体証拠とすることができないのと同様不当に長い拘禁後の自白は凡て即ち、その間の自白の任意性又は真実性に関する因果関係の有無に拘らず、之を証拠とすることはできないものと解すべきであつて、問題は抑留又は拘禁が時間的に不当に長いかどうかということにあつて自白自体が不当であるか否かの問題ではない。

換言すれば強制拷問に依る自白が当然任意性を欠ぐのと同じく不当に長い拘禁はその後の供述に多少に拘らず、影響を与えることは経験則上明らかな処であつて、憲法はその影響の有無程度に拘らず一般的形式的にも不当に長く拘禁せられた後の自白を凡て証拠とすることができないとして、その間に各個に亘る二、三の裁量を許さず形式的に国民の基本的人権として之を保護したものと考えるべきである。

このことは本条項の文理上、文化の基本的人権を保障する規定の仕方と対比して肯認せられるところである。

然るに同条項の趣旨を判例説示の如しとせんか、これは単に刑事訴訟法上の自白の犯意性の問題に帰して殊更憲法上国民の権利義務として、その第三十八条第二項に強制拷問、脅迫、不当長期拘禁を限定列挙する要があるであろうか。

右の如き前同条項に関する解釈が許されるとすれば、本件被告人の判示引用の自白に至る迄の四年八月は審理経過に鑑みて甚だしく不当な長期拘禁というべきであるから、その後の右自白も又当然証拠とすることはできない。

(二) 前同条の適用に関して判例の立場に拠るとするも、被告人は多くの大罪を重ねた懺悔と苛責の念に堪えかねている反面、前審に於て懲役十五年の言渡を受けて悲嘆にくれ病身を養う為に保釈を求めたが之も却下せられて半ば自暴自棄となり、加えて一般被告人特有の卑屈な迎合と諦めの種々な気持が入乱れている被告人の原審法廷に於ける供述が長期拘禁の結果、又は之を免れん（保釈）とする気持等と互に因果の関係が明らかになつたとは必ずしも断言することはできない。

第二 原審判決は判示第十二の事実を証拠に依つて認定して強盗殺人の点には刑法第二百四十条後段第六十条を同未遂の点に付、同法第二百四十三条、第二百四十条後段、第六十条を夫々適用した上、右は一個の行為にして数個の罪名に触れるものとして同法第五十四条前段第十条に従つて重き強盗殺人罪の刑を適用しているが、右は正に明治四十三年(れ)第二一六七号、同年十一月二十四日刑事第二部判決その他の判決に於て一個の強盗を為すに際し、数人を殺害したるときは数個の強盗致死罪を構成するとの判例に反して違法である。

即ち原審は原判決摘示第十二の通り前略小宮は中略俄に同人等を殺害しようと決意し、同巡査を目がけて続け様に三発拳銃を発射し同巡査に命中せしめ、因て右伊藤彌市に対しては全治約二ヶ月を要した左右大腿部貫通銃創の傷害を与えたに止り殺害の目的を遂げなかつたが、右八田信吉に対してはその背面腰部左側から前胸左側乳嘴を貫通する銃創の傷害を

与え、因て之に基く膿血症のため同月十三日同市北区深田町行岡病院に於て死亡するに至らしめたりとの認定事実に対し、一個の行為にして数個の罪名に触れるものとしているけれども判示の所謂一個の行為が果して一個の強盗行為を指すとすれば前記判例に反して違法であり、発射行為を包括して一個の行為と見ることは判示自体続け様三発拳銃を発射したとあつて、夫自体矛盾を含み一個の発射行為に依つて一発の弾丸が二人を死傷に致らしめたとするは証拠不備であつて、何れの点よりするも前記認定事実に対し刑法第五十四条第一項前段を適用するは違法であつて破毀も免れないものというべきである。

以上

昭和二六年(す)第三九一号

決　定

仙台市北四番丁一二八

（被告人今野久松の弁護人）

申立人　林　昌　司

当庁昭和二六年(れ)第一〇五〇号被告人今野久松に対する傷害被告事件について昭和二六年一〇月九日当裁判所のした上告棄却の決定に対し、右申立人から異議の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件申立を棄却する。

理　由

最高裁判所のした決定に対しては、異議の申立をすることは許されないものであるから、本件申立は不適法である。よつて、裁判官全員一致の意見により主文のとおり決定する。

昭和二七年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　小　林　俊　三

一月二九日決定

昭和二六年(す)第三九一号

一

昭和二六年(す)第三九一号

被告人　今野久松

弁護人林昌司の上告棄却の決定に対する異議

原決定は「旧刑事訴訟事件の控訴審及び上告審に於ける審判の特例に関する規則十条により定められたる期間内に上告趣意書を差し出さない」との理由で本件上告棄却の決定をしたのであるが、申立人は別紙添付の書留速達郵便物受領証に明かな如く昭和二十六年六月二十五日上告趣意書を差し出してゐる。

仮りに上告趣意書を「差出すべき最終日」の解釈を「到達すべき最終日」とするも旧刑事訴訟法事件の控訴審及上告審における審判の特例に関する規則第十三条によつて「六月二十五日速達書留便を以つて郵送差し出しをしてゐるのであるから同条の趣旨により期間内に差し出されたものとして審判すべきである。

事は被告人の権益に関する重大事であり右書留便の受領証による差し出し日の疏明によつて是非原決定を取消され本件被告事件を審判して戴きたい。

本件異議は上告事件取扱ひ手続に関する事項であるから最高裁判所が自ら裁判すべき事柄であると思料する。

追記　普通便でも差出し日の翌日到達いたします速達便は午前中出せば即日到達するのが通例です事情御斟酌の御参考にして頂きたい。

以上

昭和二七年(み)第三号

決　　定

千代田区麹町一の四の七

申立人弁護人　鍛　治　利　一

右の者から被告人近藤貞弘に対する昭和二六年(れ)第一八五一号業務上横領、恐喝、窃盗被告事件について昭和二六年一二月二五日当裁判所がした判決に対し、判決訂正の申立があつたが、その理由がないので全裁判官一致の意見で次のとおり決定する。（原審挙示の証拠によれば原審認定の事実は認められないものではないから申立理由第一点の違憲論は全く前提のないものである。又再審事由があるとさえ主張すれば上告趣意書提出期間後でも有効に上告趣意書が提出出来るなどという論旨は全く理由がないし、追加上告趣意書に書いてあること自体再審事由になど到底なるものではない。）

主　　文

本件上告を棄却する。

昭和二七年一月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　井　上　登

裁判官　島　保

裁判官　河　介

裁判官　村　又

裁判官　小　林　俊　三

一月二九日決定　　昭和二七年(み)第三号

一

昭和二六年(れ)第一八五一号

弁護人鍛治利一の判決訂正の申立

右に係る業務上横領、恐喝、窃盗被告事件について昭和二六年一二月二五日宣告された判決の内容に誤のあることを発見したので茲に訂正の申立をする。

被告人　近藤貞弘

一、右判決は、弁護人鍛治利一の上告趣意（後記）は、憲法違反を主張する点もあるがその実質は刑訴四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰するし、その他何れも上告適法の理由にならない、と判示した。しかし憲法第三一条は「何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは自由を奪はれ又はその他の刑罰を科せられない」と規定している。而して本条はアメリカ憲法修正第五条、同第十四条に定める「法の適正な手続」の条項を受け継いで、広い意味の自由の保障を規定したものと解しなければならない。

法の適正な手続とは単に成文法で定めた手続によればそれでよいと云ふのではない。その定められた手続の内容自体が適正なものであることを要求する。即ち現にある手続ではなくあるべき手続であり、結局正義に合致する手続といふことに外ならない。（註解日本国憲法上巻三〇四頁）

故に「法律の定める手続」とは国会の定めた形式的意義における法律により定められたといふのみならず、その法律の内容自体が適正であることが要求される。（前掲書三〇一頁）

刑事裁判は被告人について犯罪行為ありや否やを認定し、有罪と認定したときはこれに刑罰を科するものであるが、有罪の認定は証拠によつて裏付けられなければならないのであつて、形式的に証拠であるとして掲げられてあればよいのではなく、その証拠が有罪と認定された事実に対して合理的な証明力を持

つていることを要する。証拠裁判主義とはこれを指すのであつて、有罪の認定の資料となる証拠は合理的な証明力をもつものであり且つ公判において適法の証拠調を経たものであることを意味する。(江家義男教授、刑事証拠法の基礎理論一頁)

これは文明国家の裁判において当然に予定されているところであり、証拠裁判は正義の要求に基く手続なりと云はねばならない。我憲法も証拠裁判主義を当然のことと前提して、これを確保することを主眼とした規定を設けている。

第三七条は、(1)公平な裁判所の公開裁判を保障するが、公判における審理は公訴事実の存否を認定する為めに証拠の取調をする手続であり、これを公平な裁判所によつて公開の法廷で行はるべきことを保障したのは証拠裁判が実質的に行はれるようにしたものと云はねばならない。(2)刑事被告人はすべての証人に対し審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己の為めに強制的手続により証人を求める権利を有する、と規定したのも証拠のうち最も重要な証人について被告人に反対訊問の機会及び進んで証人提出の機会を実質的に確保しようとしたものに外ならない。(3)又、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。と規定したのも、刑事訴訟は法律専門家たる検事が原告官となつて公訴事実の立証活動をするものであるから、被告人にも法律専門家の補助を受けて適切な立証活動を可能ならしめんとしたものに外ならない。これも証拠裁判主義が前提となつての規定と云はねばならない。

第三八条は、何人も自己に不利益な供述を強要されないこと。強制拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができないこと。を規定しているが、これも自白が証拠となつて有罪の認定が為され、何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられないこと。その為めに不任意な供述が作出される経験に鑑み、その防止及び証拠能力について規定したものであり証拠裁判主義が前提となつているのである。斯様に証拠裁判主義は現代文明国の刑事裁判における不可欠の要件であつて、正義の要求に基

くものであり、我国に於ても同じ原則が国民の法的確信となり憲法に於て保障されているものと云ふべきである。従つて証拠が有罪と認定された事実に対して合理的な証明力をもつていなければならないことは憲法第三一条に所謂「法律の定める手続」の内容を為すものと云はねばならない。

刑事訴訟法が旧法及び新法を通じて同じく、事実の認定は証拠による。と規定したのは証拠裁判主義が刑事訴訟法の改正という事実を超えて刑事裁判における指導原則であるからに外ならない。証拠裁判主義は刑事訴訟法の規定を俟つて初めて問題となるのではなく現代刑事裁判において当然のこととされるところのものである。これは刑事訴訟法に「事実の認定は証拠による」といふ規定を置かなかつたとすればどうかを考へて見れば判る。旧刑事訴訟法第三三六条及び新刑事訴訟法第三一七条がなかつたとしても、証拠によらないで、有罪とし刑罰を科してよいものではない、矢張り有罪の言渡にはこれを合理的に証明する証拠の裏付がなければできないのである。

故に証拠裁判主義は刑事訴訟法に規定されようがされまいが刑事裁判を支配する正義の法則であつて法の適正な手続として憲法第三一条の保障するところと云はねばならない。然らば具体的裁判が証拠裁判主義に反するかどうかは憲法第三一条に違反する裁判かどうかの問題なのであつてこれを論旨とする上告の趣意は憲法違反の主張であつて刑事訴訟法第四〇五条第一号該当の上告理由なること明かと信ずる。

憲法の保障する事項は仮令同じことを法律で定めたからとて、その違反が法律違反であり憲法違反でないことになるものではない。然らずとせんか、憲法の規定と同じ事項を法律で規定すればその違反は法律違反であつて憲法違反でないと云ふこととなり、法律を以て憲法の効力を消滅せしめると同じ結果となる。例えば刑事訴訟法第三一九条は、強制拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。被告人は公判廷における自白であると否とを問はず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠であ

る場合には、有罪とされない。と規定したが、これは憲法第三八条と同じことを規定したもので、この規定を設けたため、被告人の自白を唯一の証拠として有罪を言渡した判決に対し、それは憲法第三八条第三項に違反する判決であると主張された場合に、それは刑事訴訟法第三一九条第三項に規定があるから、その違反を主張するものであつて憲法違反の主張ではないとすることが正当であるとすれば、憲法第三八条第三項を刑事訴訟法第三一九条第三項によつて置き換えたものと異ならず、法律を以て憲法を空文にしたと同様であり不当と云はねばならず、刑事訴訟法第三一九条第三項の設けられたと否とを問わず、被告人の自白を唯一の証拠として有罪を言渡すのは憲法第三八条第三項違反なのである。此場合刑事訴訟法第三一九条第三項があるので同時に法律違反ともなるに過ぎないのである。

然らば、証拠裁判主義に反する有罪判決は憲法第三一条に違反するものであるから、刑事訴訟法にこれが規定されたからとて法律違反の主張であり憲法違反の主張でないこととなる理がない。矢張り憲法第三一条違反の主張として刑事訴訟法第四〇五条適合の上告理由なりとせねばならない。上告趣意第一点は第一審判決第一事実は憲法第三一条違反の裁判であると主張するものである。

第一事実は「被告人三名（近藤貞弘、伊藤享平、羽迫時男）は近藤昭治、長尾結一、平田軍次郎、吉本忍等と共謀して、昭和二十一年十二月五日午前一時頃呉市吉浦中町引地倉庫で、呉市繊維製品配給統制組合吉浦町配給主任金子芳雄の保管に係る毛布百八十枚、航空服百五着、純綿布団皮五十枚分、防寒袴四百枚位を窃取し」たといふにあるが、第一審判決の挙示した証拠によつて認め得る事実は左の如くである。

昭和二十一年十二月三日午後五時頃、伊藤享平が四十歳位の男を連れて浜本坂太郎を尋ね、吉浦に毛布があるから買はないか代金は五万円位のものだとのことで、浜本はこれを買ふことにした。翌四日午前九時頃浜本は中下某と共に株式会社近藤組の事務所へ行つてトラック一台借り受けたいと頼んだ。その際浜本は自分の名を云はず中本輝一の処から来たがトラックを一台貸してくれと云つている。これは近藤組の副社長近藤貞弘と中本輝一とは懇意の間柄なので、中本から来たと云へば貸してくれると思い左様に申したものである。そこで近藤組では中本輝一からの頼みであると思ひ、その前にも貸したことがあるので貸すことを承諾した。そして浜本坂太郎は同日夜吉浦へトラックを廻して貰いたいと頼んで帰つて行つた。

近藤組では同夜トラック一台を長尾結一が運転し、藤長勇及び近藤昭治が同乗して中本輝一方に赴いた。中本方では近藤組へトラックを頼んだことはなく、浜本坂太郎が中本組の名を使つて頼んだものであることが判つた。そして浜本坂太郎の指図に従い同夜十一時頃呉市吉浦引地倉庫に赴いて同倉庫から浜本坂太郎、伊藤享平、四十歳位の男立会のもとに本件被害物件を取り出し平田軍次郎、羽迫時男等をして右トラックに積込ましめた。

浜本は右トラックを天応に運転せしめて其処から荷物を船に積んで運び去らうとしたが、浜本が予め頼んで置いた船が天応に来ていなかつた。

そこで浜本は其のまま近藤組へ運んで一時預つて貰ふように近藤組の者に頼んだので既に真夜中のことであり其の場へ降すわけにも行かないので其の荷物を積んで車庫へ帰つた。浜本の方では吉本忍が付添つて来て品物の番をしていたものである。

而してその荷物は翌日浜本が来て近藤組のトラックで阿賀の海岸迄運んで貰つた。近藤組の自動車は阿賀の海岸で浜本の云う通り道路端へ荷物を下ろして帰つて来た。

右のように浜本坂太郎と伊藤享平との間に売買が為され、品物を運ぶトラックは浜本が中本組の名で株式会社近藤組へ貸してくれと頼みに来たものであるし、平田軍次郎、吉本忍、羽迫時男は何れも浜本の依頼した人達であつて、そのうち平田は浜本の義弟である。これに反して上告人近藤貞弘は同人等とは一面識もない。更本に浜本はトラクへの積込及び運

搬を指図し近藤組の自動車は浜本の指図に従つて運搬しただけであつて、天応から船で運ばうとして船を頼んでいたのも浜本である。又品物をどうしたかが重要な点であるが、これも浜本が処分しているのである。故に此運搬に近藤組のトラックが使用されたこと及び賍品を近藤組の自動車々庫に持込んだといふ事実が認められるに過ぎない。株式会社近藤組は土木建築の外トラック運送をも営業としているのであるからトラックを貸してくれと頼まれて貸したからとて本件窃盗に関連ありと断定することは出来ないのである。

殊に本件トラックには車体の両側に「株式会社近藤組」と白字で大書してあり運転台の両側にも英語で近藤組と書き後部には土木建築×近×と何れも白地で大書してあつて近藤組のトラックであることが一見して判るのである。

長尾結一の供述によると、トラック前後の番号札へ紙を貼つたとあるが、右のように車体に一尺角の白地で近藤組のトラックであることが大書してあるのだから番号札へ紙を貼つたところで、近藤組のトラックであることは誰にも判るのであり左様なことを上告人が長尾に命ずる道理がない。番号札へ紙を貼つたのでは却つて近藤組のトラックは番号札へ紙を貼つていたと怪しまれる道理である。長尾結一の供述によつても車体の近藤組の記載へ紙を貼つたといふ供述はない、却つて車体を後ろから見たら土木建築と書いてあつたといふ供述がある。（杖口茂に対する司法警察官聴取書）車体の記載を紙などで秘した事実のないこと明かであり、秘したという証拠は一つも無い。凡そ有罪の判決は認定事実が証拠によつて合理的な疑を超えて裁判官の確信を生ぜしめることを要するものであり、本件においては浜本坂太郎が伊藤享平との間に売買契約をして引地倉庫から本件物品を運び出したことを示す証拠があるに止まり上告人近藤貞弘はトラックを中本輝一に貸したことが証明されるに過ぎない。

有罪と認定した事実が証拠によつて合理的に証明されていなければならないことは憲法第三一条の定むるところであつて、認定の資料となつた証拠が合理的な証明力を持つかどうかは論理の法則によつて客観的に帰納せらるることを要するものであつて独断を許すものではない。

故にこの証明力のない証拠を挙げてあつてもそれは証拠の裏付けのないに等しいのであり証拠裁判主義に反し憲法第三一条違反の判決なりと云はねばならない。而して憲法第三一条違反の主張は刑事訴訟法第四〇五条第一項所定の上告理由であること明かであつてそれが刑事訴訟法（旧法第三三六条新法第三一七条）の違背に該当するとの理由によつて憲法違背の主張であることを否定すべきではない。

然らば「憲法違反を主張する点もあるが、その実質は刑事訴訟法第四一一条に該当する事由のあることを主張するに帰する」としたのは誤りであると信ずる。

二、昭和二十六年十二月二十四日附追加上告趣意書に対し「弁護人鍛治利一提出の追加上告趣意書は期間経過後のものである」と判示し期間経過後の提出であるとの一事によりその内容について審理されなかつた。

しかし新刑事訴訟法第四一一条第四号には「再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること」とあるから再審請求の事由あることを発見したときは原判決破棄の原因となる。

而して再審に関する新刑訴第四三五条第六号によれば「有罪の言渡を受けた者に対して無罪……を言渡し……又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」は有罪の言渡を受けた者は再審の請求をすることができる。旧刑事訴訟法も第四一三条において「再審の請求を為し得へき場合に該る事由あるときは之を上告の理由と為すことを得」と規定し再審に関する第四八五条第六号には新刑訴第四三五条第六号と同趣旨の規定を設けてある。

再審の事由であるから、これを上告について考へると、原判決の基本たる弁論の終結後に右の証拠を発見した場合といふことになるが、然らば何時迄に発見すればよいかというと、上告趣意書提出期限前に発見したものであればその期限内

に提出する趣意書に記載しなければならないが、再審の理由は必ずしも上告趣意書提出期限内に発見するものとは限らない。期限後に発見したものは其の後に提出するのは已むを得ざることである。故に期限後であつても判決の宣告ある迄に発見したものはこれを上告の趣意として申立て審理を受け得るものと解しなければならない。

再審の事由を上告の理由としたのは、この原因が発見されれば判決が確定した後においても更に新な手続によつて審判するのであるから事案が上告審に繋属中に再審の事由が発見されたならば、判決の確定を待つまでもなく上告審に審判を求めることができるようにしたものであり、従つて上告趣意書提出期限内に拘束されることなく上告審の判決あるまでその審判を求め得るものとせねばならない。或は、それでは上告趣意書提出期限を定めた趣旨が没却されるとの論があるかも知れぬが、再審はもともと判決が確定してからでさえ審判を受け得る非常救済手続であるから未だ未確定で事案が審理中である場合にはより強き理由を審理の対象とせらるべきものと云はねばならない。

本件追加上告趣意は前示再審の事由に該当する証拠を発見したによるものである。

即ち第一審判決第一事実は上告人近藤貞弘及び伊藤享平、羽迫時男、近藤昭治、平田軍次郎、吉本忍が共謀して昭和二十一年十二月五日午前一時頃呉市吉浦町引地倉庫において呉市繊維製品配給統制組合吉浦町配給主任金子芳雄の保管に係る毛布百八十枚、航空服百五着、純綿布団皮五十枚分、防寒袴四百枚位を窃取したと云ふのであるが、これには上告人が副社長である株式会社近藤組からトラックを浜本坂太郎の依頼によつて貸して運搬に従事した事実があるだけであり、上告人は中本の依頼によつて右トラックを貸してやつたに止まり、どのような荷物を運搬するかも知らなかつた。而して近藤組からトラックに乗つて行つたのは長尾結一、近藤昭治及び藤長勇の三名であることは第一審判決に引用の証拠によつて明白な事実であり其他の者は上告人貞弘は面識すらない人達である。而してこの三人の内近藤昭治は藤長及び長尾に言はれてトラックに同乗して行つたに過ぎず物を窃むなどといふことは少しも知らないと述べているが、長尾結一は上告人

貞弘に命令されて藤長勇及び近藤昭治と三人でトラックに乗つて行つたと云つているのである。然るにトラックで行つたのは藤長勇と長尾結一及び近藤昭治の三名であるから、藤長勇がなんと述べるか同人の供述が重要な意義を持つことになる。故に捜査に当つても公判の審理においても藤長を訊問すべきが当然であるのに一回だに同人を訊問していない。従つて長尾結一の供述は一緒に行つた藤長を取調べてその供述の真否を確かめてない重大な欠陥がある。検察官もかかる状況の下に為された供述であり而も相反する長尾及び近藤昭治両名の供述のうち長尾結一の供述を採つて上告人貞弘を共犯者なりとして起訴し第一、二審裁判所も藤長勇の訊問をすることなく上告人貞弘を有罪としたものである。

上告人貞弘は藤尾の所在を尋ねていたところ漸くその所在を知り得たので同人について事情を聴いたところ、追加上告趣意書添附の藤長勇作成事実申立書記載の通りの事実であることを聞知したので右書面を添へて追加上告趣意を申立てた次第である。

故にこれは「有罪の言渡を受けた者に対して無罪を言い渡し、又は原判決において認めた刑より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見した場合に該当し新刑事訴訟法第四一一条により原判決破棄の理由となる事実と云ふべく、上告裁判所はその内容について審理を為し必要な場合には藤長勇の証人訊問を為す等事実の取調を為すべきである（団藤重光教授新刑事訴訟法綱要四訂版三六五頁）。

憲法第三二条によれば、何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪はれないのであつて、これは単に訴訟が裁判所に繋属し審理裁判をすればよいと云ふものではない、審判を求め得る事項に対し審判が為されなければならないことを意味する。期限経過後に提出された追加上告趣意書であるとの一事によつて内容についての審理を拒否したのは国民が裁判所において裁判を受ける権利を奪ふものであつて憲法第三二条違背の判決と云はねばならない。

以上

昭和二六年(あ)第三六八六号

決　　定

本籍並びに住居　福岡県田川郡金田町大字神崎一一〇〇番地

無　　職

西　郷　里　　辰　　己

昭和五年一月一八日生

右の者に対する強盗殺人、同未遂、窃盗、住居侵入被告事件について、昭和二六年九月八日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　　由

弁護人湯川忠一上告趣意第一点について。

所論は単なる訴訟法違背を理由とするものであつて（但し論旨の点に関しては、昭和二五年(あ)第一四一五号、同年一〇月一二日第一小法廷決定参照。判例集四巻一〇号二〇八七頁）、刑訴四〇五条所定の適法な上告理由に当らないから、採用することができない。

同第二点について。

所論もまた、量刑不当の主張であつて、上告適法の理由でないばかりでなく、記録によつて本件諸般の犯情を調査するに、

一月三〇日決定　　昭和二六年(あ)第三六八六号

一月三〇日決定　　昭和二六年(あ)第三六八六号

被告人に対し死刑の量定はまことに已むを得ざるものと認められる。その他、記録を精査しても、本件につき刑訴四一一条各号に該当する事由あるを認め難い。

よつて、刑訴四一四条、同三八六条一項三号、同一八一条に従い、裁判官全員一致の意見によつて、主文のとおり決定する。

昭和二七年一月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　栗山茂

裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　谷村唯一郎

昭和二六年(あ)第三六八六号

弁護人湯川忠一の上告趣意

第一点　原審判決は法令の解釋を誤り、違法の手續により審理判決せられたものである。

一、原審第三回公判調書によれば、同公判は檢事山下石樹出席、弁護人及び被告人出頭の上開かれている。そして裁判長は被告人に補充的の訊問をした後、檢事は意見を開陳した。記錄には之を「弁論を追加した」と認められてある。

これに引續いて「裁判長は合議の上弁論を終結して来る九月八日午前九時に判決の宣告をする旨を告げて閉廷した」と記されてあつて（記錄四一六丁）次の第四回公判においては、何等の審理もなく、又被告人及び弁護人に意見弁解の機会を與えないで直ちに判決を言渡した（四一七丁以下）。

二、これによると原審は被告人又は弁護人に、最終に陳述する機会を與えなかつたこと明らかであつて、刑事訴訟の大原則である、被告人弁護人の、最終弁論權を無視したばかりでなく、刑事訴訟規則第二一一条に違反して居る。

右の理由により原判決は破棄せらるべきと信じ、刑事訴訟法第四〇六条により之を申立てる。

第二点　原審判決は、その量刑甚だ不当であつて、正に刑事訴訟法第四一一条の発動を受くべき事案である。

被告人は原審判決の冒頭に示されてある通り、数多の同情すべき点のあること、殊に犯行のときは成年に達した僅かに数月の後に過ぎないこと、又最近名古屋高等裁判所において、未成年者に死刑の判決を言渡した際、如何に社会に大きな衝動を與えたかを、考えるときは、御庁に於て更に一段の熟慮を要せらるべき次第と信ずる。

況んや同窓、鄉黨及び勤務先において、如何に信用あり且つ愛せられたかは、添付の歎願書によつて察せられる。

要するに被告人は、負傷した妹の療養費を得て、一家の急を救うため、一時の興奮に馳られて本件犯行に及んだもので

被告人　西鄉里辰男

あつて、天性惡質の者ではない。宜しく原判決を破棄して、更めて相当の判決をせられたい。

以　上

昭和二六年(れ)第二〇五六号

判　決

本　籍　横浜市神奈川区浜町一丁目五〇番地
住　居　同市中区日之出町二丁目一五三番地
玩具卸商
小　安　政　蔵
明治三二年一二月一一日生

本　籍　横浜市中区本牧元町三三五番地
住　居　同市同区日之出町二丁目一五二番地
玩具卸商
佐　野　保　一
明治四二年一二月七日生

右に対する贈賄各被告事件について昭和二六年五月一日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人両名の弁護人須々木平次の上告趣意第一点について。

一月三一日判決　昭和二六年(れ)第二〇五六号

一

所論は、憲法違反とはいつているが、その実質は原審の証拠の取捨選択を非難するか又は事実認定の誤認を主張するに過ぎないものであるから、刑訴四〇五条の適法な上告理由と認め難い。

同第二点について。

第一審の公判期日において、所論聴取書の供述者を証人として採用し被告人に対しこれを尋問する機会を充分に与えた以上控訴審において重ねて更に尋問する機会を与えなくとも該供述者の聴取書を証拠とすることは差支えなく、これを以て刑訴応急措置法一二条違反といえないことは当裁判所屢次の判例であるから、所論は、刑訴四〇五条の上告理由に当らないばかりでなく、同四一一条を適用すべき場合とも認められない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(れ)第二〇五六号

弁護人須々木平次の上告趣意

第一点　原判決は、(一)被告人小安及び同佐野の各検察官聴取書　(二)被告人小安及び同佐野の各司法警察官訊問調書　(三)被告人杉原の検察官聴取書を証拠として、本件犯罪事実を認定しているのであるが、右被告人等及び相被告人杉原の各自白はいずれも任意性のないものであつて、之を証拠とした原判決は明らかに憲法第三十八条に違反し、到底破棄を免れないものと信ずる。被告人等及び相被告人杉原は第一審以来いずれも、右自白が任意性なく且つ真実に反する旨主張しているのであるが、第一審における証人矢ヶ崎及び同坂間の各供述を綜合すれば、被告人等及び相被告人杉原の右主張が真実であることが察知せられ、その自白が任意性なく且つ真実に反することは疑のない所であるから、到底破棄を免れないものと信ずる。

仮に右各自白が任意にされたものであり、憲法第三十八条に違反しないとしても、上述の如くそれは真実に反するものであるから、右各自白に基き「被告人小安及び同佐野は……共謀の上被告人杉原による、右組合員等に対する所得税決定について便宜の取計らいを得たい趣旨の下に、同人分二千円を含めて即時前記金額を坂間に手交した上、これを後記第二(一)のように被告人杉原に貸与し……」と認定した原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があるものといわなければならない。即ち被告人等が金六千円を坂間一男に交付したことは事実であるが、同人等に右金員の内金二千円を坂間を介し、相被告人杉原に貸与せんとする意図は全くなかつたのである。従つて原判決の事実誤認は著しく正義に反するものと認められ、到底破棄を免れないものと信ずる。

被告人　小安政蔵

同　佐野保一

第二点　原判決は坂間一男及び矢ヶ崎鼎一に対する、弁護人の証人尋問請求を却下しながら、同人等の各検察官聴取書を証拠として本件犯罪事実を認定している。

聴取書の供述者を第一審に於て、証人として尋問し被告人に対し、右供述者を尋問する機会を与えた以上、第二審に於て被告人側から請求があつたのに右供述者を尋問する機会を被告人に与えず、右聴取書を証拠としても刑訴応急措置法第十二条第一項に違反しないことは、御庁の判例とする処であるが（昭和二四年(れ)第一〇三六号同年一二月二八日第二小法廷判決集三巻十二号二一二五頁）本件における如く、被告人等のため極めて重要なる矢ヶ崎及び坂間の両証人の尋問請求を覆審たる控訴審が却下しながら、同人等の聴取書を罪証に供しているのは明らかに、刑訴応急措置法第十二条第一項に違反し、右違反は判決に影響を及ぼし著しく正義に反するものと認められるから、原判決はこの点に於て破棄を免れないものと信ずる。

以　上

昭和二六年(れ)第二〇七八号

判　決

本　籍　茨城県結城郡大花羽村大字大輪五六〇番地
住　居　東京都足立区日の出町一丁目二〇番地
駄菓子商　古谷春吉　大正四年三月三一日生

右に対する賭場開帳図利、常習賭博被告事件について昭和二六年二月一三日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。
本件を東京高等裁判所に差戻す。

理　由

弁護人宮崎速任の上告趣意について。

被告人は弁護人を選任しその届出をなしたに拘わらず、原審はその後指定した公判期日を弁護人に通知せず、従つて弁護人不出頭のまま審理を終結し、判決宣告期日に有罪判決を言渡したことは、所論のとおりである。これは弁護権の不法な制限であつて、判決に影響を及ぼすべき法令の違反があり、且つ原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。それ故に、原判決を破棄する。（弁護人庄司卓蔵の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らず。）

一月三一日判決　昭和二六年(れ)第二〇七八号

ない)。

よつて刑訴施行法二条、三条の二、刑訴四一一条一号、旧刑訴四四八条の二により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官　十蔵寺宗雄関与

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野毅

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(れ)第二〇七八号

被告人　古谷春吉

弁護人宮崎速任の上告趣意

一、被告人は弁護人を選任し、その届出を昭和二十四年二月一日東京高等裁判所宛提出した。(記録一七九丁)

二、東京高等裁判所刑事第四部は、右事件の第一回控訴公判期日を昭和二十六年一月三十日と指定されたが、弁護人に対し予めその期日を通知せず、従つて右期日には弁護人は出廷することが出来なかつた。

三、しかるに同裁判所は弁護人不出頭のまま審理を進行し、右期日に取調を終結し、同年二月十三日判決の言渡を為したものである。

右の事実は一件記録上明白であつて、不法に弁護権の行使を制限したるものであるから、旧刑訴第四百十条第十一号に該当し、上告の理由あるものと思料す。

以上

昭和二六年(れ)第二〇七八号

被告人　古谷春吉

弁護人庄司卓蔵の上告趣意

一、本件被告事件の第一起訴事実である賭博開帳図利の点につき、原審は重大なる事実の誤認を為しているものであります。

二、原審は其の判決の理由に於て、賭場開帳の点につき第一審に於て、認定した事実及びその証拠をそのままこれを引用して、本件被告人の賭場開帳図利の事実を認定して居りますが、既に第一審に於ける事実の認定に於て誤認があるのであります。

三、原審は被告人の賭場開帳図利の事実を認めた証拠として、(一)被告人の第一審公判廷に於ける供述、(二)中立正夫に対する検察官の聴取書の一部及び(三)被告人の検察官に対する聴取書等を挙げて居ります。

(一)　被告人は、賭博をしに山口方へ行き賭博をしたことは事実でありますが、被告人はかねがね賭博が好きなので、この時も知り合い先の山口方へ遊びに行き、偶々来合せた相川正勝（警察聴取書十四丁）と、俗にいうコイコイをして居た所へ他の者が、他の用事で山口方へ来たので、これらの者もその仲間に入つたのであります。被告人は検察庁で「本年九月十七日山口武夫方で賭場を開いたことは相違なく、山口方の毛布を借りて盆ゴザにし、自分は花札を持つて行つて集つて来た相川、中立等とコイコイを引かせました。自分は暫くその席に居り客が集り勝負が良くなれば、後先や迫丁株をして寺銭を集め小遣銭を作るつもりで云々」と述べて居りますが、他の方では別なことを述べて居るのであります。即ち被告人は第一審公判廷に於て「先に山口方へ行つたのは被告人であるが、別に賭博を開帳する為

めに人を集めたのではなく、又何の打合せをしたものでもなく自然に集つたもので、各自何かの用件で集つて来たものであります」と述べて居り、同趣旨のことを警察署に於ても述べて居るのであります。(記録九十三丁裏)

被告人は又第一審公判廷に於て「被告人は前以て寺銭等の約束をして居たのか」との問に対し「絶対にそんな約束をしたことはありません」と答え、「盆は私が作りましたが寺銭はとつたことはありません」「寺銭をとつて、もうけ様と思う様なことは考えませんでした」と答え、第二審公判廷に於ても同趣旨のことを申述べて居ります。

(二) 中立正夫は検察官の取調べに於て、被告人が寺銭としてコイコイ六分以上の際一文、追丁株は一割宛出し、古谷が毛布の下に入れて居つた旨を述べ、被告人が賭場を開帳し、コイコイの外追丁株其の他の方法をして、寺銭を取つていた様な言い方をして居りますが、中立正夫は千住警察署に於て、其の晩にした方法はコイコイであつた旨を述べて居り(記録十九丁裏)其の他相川正勝(記録二十六丁)小林忠治(記録四十八丁裏)佐藤岩蔵(記録五十一丁裏)高柳定之助(記録六十七丁)等も、何れもコイコイ丈けをして居て、他の方法をして居た事実を認める証言をして居るのであります。其の他のことについても中立の証言とは、異る証言をして居るのであります。被告人も亦警察署に於て「最初から捕まるまでコイコイ丈けをやつていた、自分は引きませんが、私は客でも多く来れば儲ける為めに手を出したかも知れませんが、昨夜は客がなかつたので手は出しません」(記録十五丁以下)と述べて居り検察庁に於ても同様のことを述べて居ります。(記録八十五丁)証人秋山金次郎は、古谷は寺銭をとつてはいないと証言して居ります。(記録一五三丁裏)

右の事情に依り被告人も、中立正夫の言つて居ることも、何れもそれ自身矛盾があり、且他の証人の証言から考え、原審が事実の認定に採る程の信憑力のある証拠とは考えられない、実に証拠としては薄弱な効力しかないものであります。

真実を語る者は何時、何処で何人に対しても同一事実を述べる筈であります。然るにその時々に依つて異る証言をする者の証言を採つて、以て、人権に重大なる影響を及ぼす犯罪事実を認定するが如きは、到底これを黙視することは出来ないのであります。

四、被告人は少い金額である。五円、十円という現在の貨幣価値から見れば、子供でさえも省みない程度の金を賭けたのであり、全く手遊び程度のものでしかなかつたと考えられるのであります。殊に被告人は山口方で賭博をしたのはこれが最初であり(記録十五丁裏)手慰み程度の遊びをしに山口方へ行つたのに、何かの用事で集つた他の者と一緒に仲間となつてした為に事が大きくなつて了つたのでありまして、賭場を開帳して利を図る意思は毛頭なかつたのであり、所謂博徒の親分として賭場開帳し、寺銭などを取つて利を図つたものとは到底考えられないのであります。

五、然るに原審は前述の様な証拠を以て本件事実を認定したことは、全く判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつたものであり、この点に関する原判決は破毀さるべきものであります。

以上

昭和二六年(れ)第二一三二号

判　決

本籍並住居　新潟県佐渡郡金沢村大字平清水三五二番地の一

農　業　北見甚市

明治四二年八月二日生

右に対する詐欺同未遂、食糧管理法違反被告事件について昭和二六年二月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人北見甚市弁護人青山新太郎の上告趣意について。

第一点は結局単なる訴訟手続違反、事実誤認、第三点は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条に定める上告理由に当らない。

第二点本件はいわゆる旧法事件であり、旧刑訴三三四条によれば必要的弁護事件ではない。また刑訴応急措置法四条により被告人から弁護人選任の請求があつたわけでもない。それ故、弁護人なくして審理されたことは何等の違法もない。必的弁護の条件が新旧刑訴法の間に区別があり従つて旧件と新件との間に取扱に差等を生ずるが、それは憲法の平等原則に違反するものでない。これらのことは判例の示すとおりである（判例集四巻二号一〇〇頁、三巻六号八四七頁、四巻八号一四

一月三一日判決　昭和二六年(れ)第二一三二号

一月三一日判決　昭和二六年(れ)第二一三二号

二九頁、三巻一一号一七三七頁)。

なお被告人の上告趣意は期間経過後に出されたものだから判断をしない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により裁判官全員一致で主文のとおり判決する。

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

昭和二六年(れ)第二一三二号

弁護人青山新太郎の上告趣意

第一点　原判決は旧刑事訴訟法第三百六十条、新刑事訴訟法第三百三十五条、昭和二十五年最高裁判所規則第三十号第五条、第六条に違背し又は之を誤解し、判決に罪となるべき事実を示さず判例に違反し、且つ判決に影響を及ぼすべき重大なる事実を誤認したものである。

原判決理由によれば

当審に於て認定した犯罪事実は、原判決事実摘示のとおり(但し原判決第一の(一)及び(二)の末尾に「その頃自己の用途に費消したとあるを除く)であるから茲に之を援用する。

として括弧内の但書以外凡て第一審判決摘示の事実を援用しているに過ぎない。

本件は被告に於て、第一審以来本件授受の金員は借受金であつて騙取したものでないこと、白米の携帯は許可された ものであることを主張して詐欺、同未遂、食糧管理法違反の事実を否認し、一審に於て之を認められず有罪となつたことを不服として控訴したものであり、控訴に於ても同様主張して犯罪事実を争つているので、昭和二十五年十二月二十日最高裁判所規則第三十号、旧刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審に於ける審判の特例に関する規則第五条、第六条に所謂不服のない場合不服のない事項の事件ではない。

原判決の援用せられた第一審判決書によれば、一応事実の摘示なるものはあるが、其認定の基本たる公判を記録に見るに、昭和二十六年九月十六日附第一回の公判調書なるものはあるが、同調書には裁判所書記の署名捺印のみで、取調

被告人北見甚市

を為した判事の署名捺印が全然なく（記録第二〇八丁）其の他に事実及び証拠を取調べた公判調書なく、又其の形跡なく同年十月五日第二回公判調書に記載の如く判決（有罪）を言渡している。

凡そ公判期日に於ける訴訟手続は、公判調書のみによつて之を証明し得べく（旧刑訴法第六四条）公判調書には旧刑事訴訟法第六十条の要件の記載と、裁判所書記の署名捺印の外其の公判手続を為した判事の署名捺印を絶対必要とし（旧刑訴第六三条）之なきものは公判調書の効力なく、随つて本件第一審は適法な公判開廷、被告人訊問、証拠調があつた事実を認めることが出来ず、其の記載亦何等其の事実を証明できない。

従つて第一審判決書記載の事実は、其の認定の基礎なく認定自体違法独断であり、判決書の記載亦違法無効であるから、原審は須く第一審判決を破毀し差戻又は移送すべきであるに拘らず、而も控訴に於て争なき事案なりと擅断し、漫然此無効の第一審判決摘示の事実を援用して事足れりとしたのは、従来の大審院判例にも違反し、結局原審は罪となるべき事実を判決に示さないことに帰着し、且つ被告は本件金員は合意上の借入金であり、其授受は北エイが被告に検事交渉を依頼するに至つた遙に先である旨主張しているに拘らず、何等之が取調をせず即ち審理不尽であり、其の結果事実誤認理由不備の違法な判決である。

第二点　原審が其の審理に当り弁護人を附さなかつたのは、憲法第十四条第一項前段同第三十七条第三項、日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急措置に関する法律、新刑事訴訟法同施行法の各趣旨に反するものである。

刑事訴訟法施行法は、旧法事件に付ても其の審理部面に付て新刑事訴訟法の多数の法条を適用すべきことを規定し、新刑事訴訟法は第二百七十二条、第二百八十九条により長期三年以上の懲役又は禁錮刑以上の法定刑審判事件には弁護人を要することとした。応急措置法は旧刑事訴訟法を憲法等の精神に適合する様解釈することを命じ、第八条第二号に於ては法定刑長期以上の懲役又は禁錮刑以上の刑に当る事件の取扱を別個に規定し、第三条、第四条に於て弁護人を附

すべきことを規定し、憲法第十四条第一項前段は何人も法の下に平等であることを規定し、同第三十七条第三項には被告人は、如何なる場合にも附することを得ると共に、自ら依願し得ないときは国が之を附することを規定した。

即ち之等憲法及び前掲諸法の立法趣旨から見れば、旧刑訴の必要弁護事件たる短期一年以上の刑の必要弁護のみでは、国民の人権保護に甚だしく欠ぐる処あるを認めて旧法事件よりも、其必要弁護の範囲を拡張したものである。既に憲法が施行せられ新刑訴法が施行せられており、新法事件は其恩恵に浴して居るに拘らず、旧法事件が其同一恩恵に浴し得ない理由なく法意でないこと勿論である。平等の国民が同一裁判所で同時に裁きを受けるのに、一は新刑訴により長期三年の軽い法定刑でも、国選弁護の庇護を受け一は長期十年の刑であるに拘らず、之が庇護を受けられない差別待遇の立法をしたものではない。之応急措置法が憲法其他新諸法の精神に適合する様、旧刑事訴訟法を解釈せしめた所以である。同法第四条に「その請求により」を単なる形式解釈により、請求がなかつたとして法律知識なき被告人の最大の利益を無視することはできない。即ち憲法及び之等諸法の精神に徴して、請求するや否やの被告人の明確なる意思を確めなければならない。

刑法を始め全法令は、新法が旧法より被告人に利益な場合は、凡て被告人に利益に解して新法を適用すべきことは、特段の明文なき場合は法律解釈の原則であり、実体法と手続法を区別する理由なく明文なきの故を以て、此大原則を無視することは許されない。況んや之等諸法の精神が茲に亦一致せるに於ておや。

第三点　原判決は科刑過重で之を破毀しなければ著しく正義に反する。

仮に本件が有罪とするも第一の㈠㈡の事実の金員は、全部被害者に返還して実害全くなく、第二の事実は携帯量が許可量より僅かに多かつたというに止まり、且つ販売の目的でなく知人に贈与の為であつた。而も被告は全く前科なく土地の信用も得ている。随つて第一審も執行猶予を与えている。然るに検事も控訴したりとはいえ、本件は運動の対象が

検事であつた為、自らの疑惑を避ける為に検事控訴をしたものと推定される疑いあり。併し対象を区別するの理由なく斯かる事案に斯かる実刑を科することは科刑過重であり、著しく正義に反するものである。

以上の次第でありますから、原判決を破毀し更に相当の御裁判を仰ぐため本上告に及んだ次第であります。

以　上

昭和二六年(れ)第二一六五号

判　決

本　籍　群馬県佐波郡豊受村大字大正寺三六番地
住　居　埼玉県児玉郡本庄町四丁目二二三三番地
機業　小此木一二　大正五年八月二一日生

右に対する臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反被告事件について昭和二六年五月二四日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人飯山一司の上告趣意について。

所論第一点並びに第五点は原判決の事実誤認の主張であり、同第二点は事実誤認を前提とする擬律錯誤の主張であり、同第三点は事実誤認を前提とする判例違反の主張であるから、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。次に、原判決は、原審公判廷における自白を証拠としたもので、かゝる自白は、憲法三八条三項の本人の自白に含まれないと解すべきこと当裁判所の判例であるから、所論第四点は、採用できない。また、原判決の理由中の法律適用の部分に銘仙二百反とあるのは、同理由第二の(二)と対照するときは、銘仙二百四十反の誤記であることその理由自体で明白であるから、所論第六点の違法は

一月三一日判決　昭和二六年(れ)第二一六五号

一月三一日判決

認め難い。なお、所論第七点は、量刑不当の主張であるから、同四〇五条の上告理由ではない。それ故、所論は、すべて採用できない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により、主文のとおり判決する。

この判決は、論旨第四点に対する沢田裁判官の反対意見（判例集二巻九号一〇一二頁以下、三巻五号五八一頁以下参照）を除く外裁判官全員一致の意見によるものである。

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎藤悠輔

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

被告人　小此木一二

弁護人飯山一司の上告趣意

一、原審判決は判示冒頭において、被告人を衣料品配給規則にいう衣料品の生産業者と認定しているが、これは重大なる事実の誤認を犯しているものである。

衣料品配給規則の第二条にいう、適法に衣料品の生産を業とする者は、指定繊維資材配給規則（二二、九、一〇商工省令二三号）により原料たる生糸の正式配給をうけて、織物製造を業とするもので登録販売業者にその製品を売渡す義務のあるものであり、且つ、繊維製品検査規則により乙号製品として検査をうける義務（二条）、生産状況の報告義務（三条）を負担し、衣料品配給規則により生産業者としての帳簿備付義務（一六条）、生産報告義務（一七条）、更に衣料切符規則により生産者として品種、数量、価格を商工局に報告する義務（十一条）を負担するものである。

原審判決は被告人が「群馬県伊勢崎市の有信会と称する織物協同組合員として、原料たる生糸の配給を受けこれを居住地附近の農家に委託して絹織物（銘仙）を製造していたのである」と認定し、且つ被告人を衣料品の適法な生産業者であると断定しているが、果して「有信会」なるものが前示指定繊維資材配給規則にいう原糸の受配機関であつたか否か（後記㈢に於て更に詳述する）、また「有信会と称する織物協同組合」が原糸の受配組合であつたか否か、また被告人がその「正式」の組合員であつたか否か。果して如上のことが皆肯定されるとして判示組合若しくは、被告人が前示のような法定生産業者として、各種義務を負担していたか否か、また業態として原糸割当の量、品種、価格並びにその売渡先の報告はどうなつていたか。以上の事実は記録を精査しても全く証拠が存しないのみか、他の繊維類が被告の家宅捜

査から多量に発見せられており、むしろ被告が衣料品のブローカーであつたことが認められるのである。原審判決は単純に被告人の自供と証人松本計三の証言によつて、適法な生産業者と認定しているが、銘仙製造の施設もなく、単に下請の発注をなすような被告人に原糸の配給割当のできないことは、前示各規則を点検するならば明らかなことである。被告人は所謂本庄事件の関係者、特に群馬県豊受村の招宴事件における正式の生産業者に迷惑をかけることを虞れて、故意に附近農家の氏名（福田の如き架空人物もあり）を挙示しているもので、被告自身の虚偽の自供は警察において販売先を隠していることにも散見されるのである。

原審被告人は衣料品を適法に生産するものと認定したことは、重大なる誤りで判決に影響を及ぼすことというまでもないから破毀を免れない。

二、前示第一点は同時に法令の解釈を誤つたもので「適法」に衣料品を生産する業者となるためには、前示各種規則による団体若しくは個人で業者としての適格を有するものであることを要し、之を検討することについて慎重を欠如した原審判決は衣料品配給規則第二条の「適法」の解釈を誤つたものである。

三、原審判決は判示第一の(イ)(ロ)、第二の(ハ)の事実について重大なる事実の誤認を犯したか、若しくは衣料品配給規則第五条の解釈について重要なる誤りを犯し、且つは裁判例（福岡高等裁判所昭和二四年(ナ)第五九号・同年七月二日宣告・原審の弁護人佐藤清吉提出の上申書添附）にも反するものである。

判示第一(イ)(ロ)、第二(ハ)の銘仙は全部正式受配以外の原糸によつて生産されたものであるに拘らず、原審判決は恰もこれを正式受配による原糸を材料として生産されたものであることを前提として、判示事実を認定しているもので誤りである。

即ち、警察官作成の意見書記載は闇ルートによる銘仙であることを認め、昭和二三年七月二二日附警察における被告人の聴取書中第五項、同月二六日附警察における聴取書中第十五項、原審第三回公判調書一六七丁（裏）、一六八丁、一七〇丁（表・裏）、原審証人平田宇和証言の中一八四丁、一八五丁、同栗田秋太郎の証言中一九八丁の各記載は、本件銘仙が全部無検査、無査定のもので証識の貼布はなく、原糸の割当を受けたこともなく、闇の原糸を買つたか、出来上つた闇銘仙を買集めたかのいずれかであり、有信会から原糸の割当をうけたこともないことが明らかで、本件銘仙は明らかに正式ルート以外のものである。

このような正式ルート以外の銘仙の販売について、衣料品配給規則第五条の配給割当公文書と引換を要するものであるかというにそうではないのである。同規則の制定趣旨が国民に公平且つ適確に衣料品を分配することにあるのであるから、第五条の趣旨も正式ルート外の衣料品に配給割当公文書を必要となすことは、不能を強いるものであつて、原審判決は明らかに法令の解釈適用について重要なる誤りを犯し、且つは前示裁判例にも違反しているのである。

四、原審判決第一(イ)(ロ)、第二(ハ)の各事実について、被告人の自白のみによつて有罪を認定したもので、憲法第三八条第三項に違反するものである。原審判決文引用の証人松本計三の供述記載は、前後を通じて判読するならば、判示冒頭の事実の証拠であつて判示第一(イ)(ロ)、第二(ハ)の各事実については関連がないのである。

原審判決は単に「被告人の当公廷における……判示第一、第二の各事実について夫々判示同趣旨の供述」のみによつて判示第一(イ)(ロ)、第二(ハ)の各事実を認定したものである。

本件のような無切符販売の犯行について、買受人に関する証拠がないことは採証の原則を忘却したものである。本件のうちには代金受領なく、砲金千二百個と交換したものも存するのである。

五、原審判決第二(ハ)の事実については事実の誤認をなしたか、若しくは物価統制令第十三条の二の解釈適用を誤つたものである。

原審は被告人が銘仙の統制額を超えた価格にて、取引する目的で所持している旨判示しているが、被告人は昭和二十三年八月二十六日附警察における聴取書第十五項において自供しているように、山崎久蔵と中藤恒夫に売る目的であつた旨を供述しているのみで、統制額超過で売るか或いは値下りでこの価格を下廻るか又は交換物と引換えるか、未だ買受人と交渉してみないと判らないのである。

未だ物価統制令第三条第一項の契約の予約は勿論、代金の受領もなさず単に銘仙の送荷に着手したに過ぎない。

そして、本件銘仙は警察署から仮還付を受けたもので、被告の弱身につけ込んで、取引価格が異常に下げられたかもわからないのである。

判示証拠には前に統制価格を超えて販売したことを挙示しているが、前の販売は衣料品配給規則の違反であつて、この販売価格が果して統制額超過であることの事実並びに証拠は存しないのみならず、統制額自体も明確に判示せられていないのである。又前に高価の取引であつたから、今度も高価格であろうということは単なる推測であつて、証拠とすることはできないのである。

譬えていえば農家が一度米麦の闇売したことが違反に問われ、尚余剰米を保有している場合にこれを物価統制令第十三条の二違反に問擬することはできないのである。

六、原判決はその適条において銘仙「二百反」のみの没収を記述し乍ら、その主文において「二百四十反」を没収したことは、理由齟齬か、重大なる事実の誤認であるか、若しくは理由を具備しない裁判を言渡したもので到底破毀を免れない。

七、原審判決の刑の量定は甚だしく不当であつて、破毀を免れない。被告人は銘仙その他衣類の仲買人であつて、善良な商人で本件は所謂本庄事件の黒幕とみられたことが、大変量刑に加重されている傾きがあり、この点については原審弁

護人佐藤清吉提出の上申書、第二回上申書の記載を援用する。尚被告人は昭和二十六年二月その自宅を全焼し、現在妻子と共に路頭に迷つているものである。

以　上

昭和二六年(し)第八七号

決　　定

住　　居　広島市大手町六丁目一〇番地（広島拘置所在監中）

抗告申立人　野　村　鋲　然

明治三七年三月二七日生

右の者に対する横領被告事件について、昭和二六年一〇月一六日広島地方裁判所がなした証拠保全請求却下決定に対し右申立人から特別抗告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり決定する。

主　　文

本件特別抗告を棄却する。

理　　由

申立人の特別抗告理由について。

所論は憲法違反の主張に帰するものであつて、刑訴四〇五条に定める事由に該当しない。それ故同四三三条に定める適法な特別抗告理由と認め難い。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項に従い、裁判官全員一致で主文のとおり決定する。

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎　藤　悠　輔

裁判官　澤　田　竹　治　郎

一月三一日決定　　昭和二六年(し)第八七号

裁判官　真野毅

裁判官　岩松三郎

申立人本人の特別抗告申立

申立人　被告人　野村鋹然

一、事件の概要を申上ます。

昭和二五年一二月二九日債権確保の目的を以つて広島地方裁判所第二部裁判長裁判官三宅芳郎殿の仮差押命令により執行吏生田照義殿は被告人の申立委任によつて被告人の債権確保の為めの本訴手続の手段として債務者たる福岡県若松市松尾信一の所有に係はる徳島産砂糖白下一樽百斤入七拾樽七千斤の有体動産を広島市宇品町岩壁に於て仮差押を為して債者たる被告人に対して居宅保管を命じ、被告人は保管請書を以つて該物件を保管しましたが保管場所と亦保管料も無い為め右砂糖白下糖について被告人が金六拾万円の債務を負ひえる債権者たる広島市横川町二丁目石原孟に其保管方を依頼致しましたる処石原孟は之を奇貨として右物件を広島市水主町中央市場鈴木商店内に保管場所を指定したる後運搬せしめて換価処分命令による処分の優先権を主張して被告人に承諾を求めて之を担保として石原孟の債権回収を図ると称して一樽にて五千六百円也を以つて鈴木商店より借受け一樽を売込む時は金一万円也にて売却する故之を鈴木商店より買戻を為すときは金六千円也にて買戻条件成立して居るにより、換価処分命令による競売には何等差支がないとのことであり、当時生田執行吏も競落価格は一樽百斤二千円也位とのことでありました故被告人も債権確保の為めの仮差押執行であり換価処分命令も発せられることになつて居たるにより競売に差支無くばと思ひ之を認めたのであります

二、然るに石原孟は之を金五拾六円の一斤当り単価を以つて鈴木商店に売却したるものとして昭和二六年一月八日被告人が買戻の上引渡方を要求致しましたが応じない為め遂に横領罪として告発され一月一三日被告人は広島地方検察庁に逮捕され石原孟も逮捕されましたが石原孟は事情を知らない者として釈放され被告人丈起訴された事件であります

三、被告人は右事件に関しまして昭和二五年一二月二八日弁護士石原忍氏を弁護人として選任致しましてその関係証拠として

(1) 領収証寺川吉一より野村鋲然宛（六拾万円也）　三枚
(2) 契約証書寺川吉一対野村鋲然　二枚
(3) 副委任状宮原清太より野村鋲然宛　一通
(4) 電信書状松尾信一より宮原清太宛　約十通

等を預けて置いたのであります

四、然るに同弁護人は被告人が一月一三日逮捕される後広島地方検察庁岡谷良文検事に任意提出の形式を以て右の全証拠を領置され、その証拠は第一審法廷に於て被告人は再三石黒弁護人に証拠調請求方を要求し立会田村彌太郎検事にも石黒弁護人被告人等よりも請求致しましたが提出されず右石黒弁護人は証拠調請求も致さず被告人の主張せんとしたる

(イ) 仮差押を必要としたる動機原因
(ロ) 被告人の悪意の無きこと
(ハ) 被告人は被害者であること
(ニ) 検察庁並に松尾信一郎の申立等は真実相違し居ること

等を立証せんとしたのでありますが遂に其正当なる処の主張を立証することが出来ず第一審はその他の不当なることも有之まして懲役二年未決通算一二〇日の判決宣告せられ即時不服にて控訴申立を致したのであります

五、控訴申立理由は

(イ) 事実の重大なる誤認があり

(ロ) 重大なる誤認が判決に影響を及ぼすものであり
(ハ) 且つ再審事由有之ものである

として重大なる誤認に対しては

(1) 無罪の主張を為したること
(2) その主張の為め上申書九通を提出し採用されたること
(3) 証人寺川吉一、山本栄次郎の証言を得たること

六、等に対して判断理由を何等示さなかつたことの不当を以つてしたのでありますが併せて第四項(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の証拠調も御願致し再審理由としては寺川吉一、石原孟を詐欺罪とて告訴致したる件と宮原清太等の証拠を以つて致しました為め如何致しましても右第四項(イ)(ロ)(ハ)(ニ)は絶対的証拠なのであります

七、控訴審に於ては刑事訴訟法第三七六条第二項同第三七八条同第三八三条同第三九三条第一項等によりて当然疎明資料が必要なることは明白であります

八、被告人の場合に於て絶対的に必要なる証拠が起訴前より検事によりて領置され公判に於て第二審終結迄全然提出されず遂に不利益なる判決を宣告せられたのであり不服にて即時控訴申立を致し趣意書に記述致しましたが立証すべき証拠は依然として検事に領置の形を以つて不当に押収せられて居るのであります

九、依つて之を証拠として控訴裁判所に提出せしめる為めには返還願を検察庁に提出致しましたが未だに返還無之弁護人石黒忍殿に対して右証拠は民事事件の損害賠償請求にも必要なる旨を以つてしても返還手続を以つて返還されず茲に致し方無之証拠保全請求申立を致したのであります

十、然るに控訴審が事後審である性格に鑑み刑事訴訟法第一七九条は控訴審に適用がなく、従つて本件請求は不適法である

からこれを却下すべきものとして主文の通り決定する

との決定でありますが一七九条には唯第一回の公判期日前に限りと明記されてありて第一審第一回の公判期日前に限りと

は記されては居ないのであります

十一、事後審である性質に鑑みて控訴審には適用がないとは旧憲法時代の旧刑事訴訟法に於ては予審制度があり綿密に捜査、審理されて後公判に附されたもの故当然に適用されたるものであつて現行法上の如く刑事訴訟法第二九六条によりて検事が領置し或は押収したる証拠にして被告人に有利なる証拠に対して本件事案の如く取調を請求する意思を表明しない時には被告人は当然正当なる裁判の審理を受けることは妨害される結果を招来し被告人の正義は検事の意思によりて隠蔽されたる場合第一審に於て其事実が究明されない場合等に処する道は断然阻害されることになると思料致します

十二、然る時は憲法第三二条の正当なる被告人の権利たる裁判を受ける権利並に同第三七条の強制的に証人を取調請求の出来得る権利等に有名無実と為して検事を主体としたる裁判が第一審以後第二審第三審等にも引続き行はれる結果となりまして依然として封建的権力主義は横行濶歩し基本的人権は蹂躙されるものであると思料致します

十三、控訴審に於ても上告審に於ても其審級毎に最初の公判は第一回公判と称するものでありまして第一審よりの引継回数を以つて呼称し記録されるものでは無いのでありますから第一審公判に於て検事或は其他の者に領置され押収され等して居たる必要なる証拠物に対しては刑事訴訟法第一七九条を上訴審に於ても第一一項第一二項等の理由によりまして適用されず度茲に特別抗告申立に及ぶ者であります

以上

昭和二六年(し)第九二号

決定

本籍　高知県香美郡前浜村二二七七番地

住居　高知市尾立二八〇番地

三栄工業株式会社専務取締役

申立人　田内進

大正七年九月二七日生

右被告人に対する昭和二六年(れ)第一九六〇号物価統制令違反被告事件について、昭和二六年一〇月二四日当裁判所がなした上告棄却の決定に対し、右申立人から抗告の申立があつたので、検察官浜田龍信の意見を聴いた上左のとおり決定する。

主文

本件抗告を棄却する。

理由

本件抗告申立の理由は、抗告人（被告人）にかかる昭和二六年(れ)第一九六〇号物価統制令違反被告事件につき最高裁判所第一小法廷が昭和二六年一〇月二四日なした上告棄却の決定は、抗告人が裁判所から指定された提出最終日までに上告趣意書を提出しなかつたことを理由とするものであるが、抗告人はその提出最終日指定の通知を受けたことはないから右決定に不服であるというのである。記録並びに本件のため調査した結果によれば、裁判所は抗告人が当時別の被告事件で高知刑務所に在監中であつたため上告趣意書提出最終日通知書を同刑務所長に送達したのであるが、期間内に上告趣意書の提出がなかつたので裁判所は右決定をなしたものであることが明らかである。しかし旧刑訴八〇条民訴一六八条によれば、在監者に

一月三一日決定　昭和二六年(し)第九二号

対する送達は監獄の長に之を為すべきものであるから、右通知書が刑務所長に適法に送達されたものである以上、それが同所長から本人に交付されなかつたからといつて送達の効力が左右さるべきものではない。従つて期間内に上告趣意書が提出されなかつたという事実に基いてなされた右決定は少しも違法ということはできない。ただ抗告人として全く不知の間に上告趣意書提出の機会を失わしめられたことは、まことに遺憾とすべきであるが、最高裁判所のなした決定に対しては抗告により不服申立をすることを許されないことというまでもないのであるから、本件抗告は不適法として棄却するの外はない。(抗告人は本件抗告申立の後上告趣意書を提出しているので念のためこれを審査するに、その論旨はいずれも刑訴四〇五条に定めてある上告理由にあたらないものであり、記録を調べて見ても原判決を破棄するに足る事由も認められないから、この上告趣意書が期間内に提出されたとしても結局上告棄却の裁判を免れないものである。)

よつて旧刑訴四四六条に則り裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年一月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　真野　毅

裁判官　沢田竹治郎

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　岩松三郎

最高裁判所裁判集（刑事第五九号）事件番号索引

事件番号	事件名	法廷	裁判年月日	頁数
昭和二四年(れ)四九八	食糧緊急措置令違反	大法廷	昭和二七年一月九日	一一七
昭和二五年(す)二五六	衆議院議員選挙法違反	二小	一月一七日	三〇九
昭和二五年(れ)一〇七八	強盗、住居侵入	三小	一月二二日	三一七
昭和二五年(あ)一二二一	詐欺	二小	一月一一日	一九五
昭和二五年(あ)二〇八三	贈賄、臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	一小	一月一〇日	一七三
昭和二五年(あ)三一八〇	煙草専売法違反	一小	一月一〇日	一六一
昭和二五年(あ)三二〇一	賍物故買	一小	一月一七日	二九七
昭和二五年(あ)三三三七	住居侵入	一小	一月一〇日	一八一
昭和二五年(あ)二四〇二	物価統制令違反	一小	一月二四日	四〇七
昭和二六年(み)二三	詐欺	二小	一月一一日	二二九
昭和二六年(み)二四	食糧管理法違反	三小	一月二二日	三五九
昭和二六年(し)四一	窃盗	二小	一月一一日	二三七
昭和二六年(し)五一	恐喝	二小	一月一六日	二四一
昭和二六年(し)五二	恐喝	二小	一月一六日	二四七

昭和二六年	(し)	八七	横領	一小	一月三一日	四九七	
昭和二六年	(あ)	九二	恐喝	一小	一月一七日	三〇五	
昭和二六年	(し)	九二	物価統制令違反	三小	一月三一日	五〇三	
昭和二六年	(し)	一〇四	臨時物資需給調整違反、物価統制令違反	三小	一月八日	一一三	
昭和二六年	(あ)	一二五	酒税法違反、同幇助	一小	一月二四日	四一三	
昭和二六年	(あ)	一四九	賍物牙保、同寄藏、同故買	一小	一月一七日	二五一	
昭和二六年	(す)	三九一	傷害	三小	一月二九日	四五一	
昭和二六年	(れ)	一五五七	公文時偽造、偽造公文書行使、詐欺	三小	一月八日	七	
昭和二六年	(れ)	一六二五	公文書偽造	三小	一月八日	四九	
昭和二六年	(れ)	一六四〇	背任、経済関係罰則の整備に関する法律違反	三小	一月二二日	三三五	
昭和二六年	(れ)	一八八五	物価統制令違反	三小	一月八日	六一	
昭和二六年	(れ)	一九一六	物価統制令違反、食糧管理法違反	一小	一月一七日	二六七	
昭和二六年	(れ)	一九二九	横領	三小	一月二二日	三五一	
昭和二六年	(れ)	一九五二	建造物侵入	一小	一月一七日	二八五	
昭和二六年	(れ)	一九七四	物価統制令違反	一小	一月一七日	二八九	
昭和二六年	(れ)	二〇二〇	物価統制令違反	三小	一月二四日	六七	
昭和二六年	(れ)	二〇二三	窃盜	一小	一月二四日	三九五	

昭和二六年	(れ)	二〇五六	贈賄	一小	一月三一日	四七一	
昭和二六年	(れ)	二〇七八	賭場開帳図利、常習賭博	一小	一月三一日	四七五	
昭和二六年	(れ)	二〇九二	物価統制令違反	一小	一月二四日	四〇一	
昭和二六年	(れ)	二一三二	詐欺、同未遂、食糧管理法違反	一小	一月三一日	四八三	
昭和二六年	(れ)	二一六五	臨時物資需給調整法違反、物価統制令違反	一小	一月三一日	四八九	
昭和二六年	(れ)	二一七六	横領	三小	一月八日	七三	
昭和二六年	(れ)	二一九八	物価統制令違反	三小	一月八日	九一	
昭和二六年	(れ)	二二一五	強盜傷人、強盜、強盜殺人、同未遂、強盜傷人、窃盜	三小	一月二九日	四四三	
昭和二六年	(あ)	二六八一	窃盜	三小	一月八日	一	
昭和二六年	(あ)	二七八八	窃盜	三小	一月二九日	四一九	
昭和二六年	(あ)	三〇五一	準強盜	二小	一月一一日	一九九	
昭和二六年	(あ)	三一〇四	殺人、同未遂、放火	一小	一月二三日	三七七	
昭和二六年	(あ)	三一三〇	詐欺	一小	一月一〇日	一六五	
昭和二六年	(あ)	三六一〇	詐欺	一小	一月一〇日	一八五	
昭和二六年	(あ)	三六八六	強盜傷人、同未遂、窃盜、住居侵入	二小	一月三〇日	四六七	
昭和二六年	(あ)	三七二八	公職選挙法違反	二小	一月二一日	三一三	
昭和二六年	(あ)	四三一五	昭和二二年勅令第一号違反	一小	一月一七日	二六一	

昭和二六年	(あ)四六七五	公職選挙法違反、昭和二二年勅令第一号違反	二小	一月一一日	二一七
昭和二七年	(す)一	強盗殺人、窃盗、詐欺	三小	一月二二日	三六三
昭和二七年	(み)二	物価統制令違反、臨時物資需給調整法違反	三小	一月二二日	三六九
昭和二七年	(み)三	業務上横領、恐喝、窃盗	三小	一月二九日	四五五

正誤表（最高裁判所刑事裁判書　昭和二七年一月分）

裁判年月日	事件番号	頁	行	誤	正
一月八日	昭和二六年(れ)第一六二五号	二	七	犯決	判決
同	昭和二四年(れ)第四九八号	五	八	適法は	適法に
一月一〇日	昭和二六年(あ)第三一三〇号	二	一四	四〇五条の	四〇五条に
一月一一日	昭和二六年(あ)第三〇五一号	三	三	裁判長友	判事長友
同		四	一八	刑訴	刑訴規則
一月一七日	昭和二五年(す)第二五六号	一	七	四人	四名
一月二四日	昭和二六年(あ)第一二五号	一	九	同幇助	幇助、酒税法違反
一月二九日	昭和二七年(み)第三号	一	上	上告	申立